

宮崎県建設キャリアアップシステム官民連絡協議会(第1回)

議事次第

日時: 令和4年3月28日(月)15:00~16:30

場所: 宮崎県建設会館5階 会議室

(一部WEB参加)

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 建設キャリアアップシステムの取組みの現状について (西山氏)
- (2) 建設キャリアアップシステムの普及促進に向けた取組について (小川氏)
- (3) 宮崎県内の取組み状況 (和田氏)
 - ・ 宮崎県
- (4) 意見交換 ~15:30
施設よりなれ,
- (5) その他
 - ・ 情報提供

閉 会

・ 建退共 説明会 (電子申請)
・ 〃

メリットは何が?
・ 人材の確保
・ 経験

配布資料

資料1 建設キャリアアップシステムの取組みの現状について

資料2 建設キャリアアップシステムの普及促進に向けた取組について

資料3 宮崎県におけるインセンティブ事例

資料4 ① 建退共の電子申請方式

② 電子申請方式の利用状況等

③ 電子申請方式とCCUS連携

④ 建退共とCCUSの当面のデータ連携について(案)

・ 西山氏、3月28日、CCUS取組み
・ 10県

・ 技能者のキャリアが大切。

・ 奥木氏、外国人

・ 小川氏、技能士

・ 小川氏、27社 60% 技能者 50%

・ 長瀬氏、27社 60% 技能者 50% 元請からの要請

・ 施工能力の見える化。

・ 建退共、お金？ の方がやすい。

→ 54円/月

25回/月

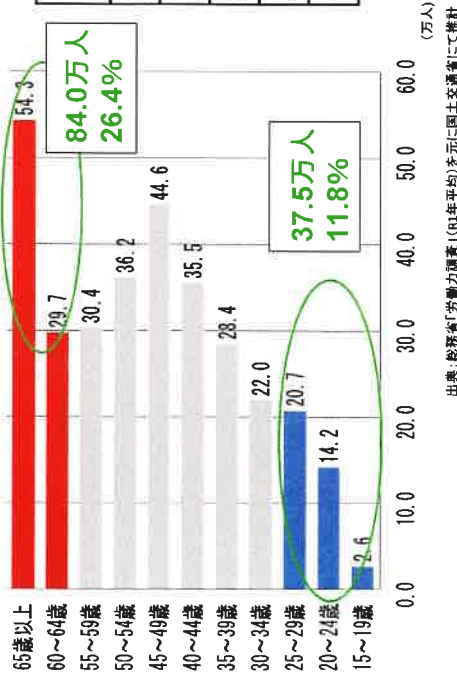
21日を1ヶ月 + 4日

建設キャリアアップシステムの取組について

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(84.0万人、26.4%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%

出典: 公共事業労働費調査

元請: 99.7%
1次下請: 99.1%
2次下請: 97.1%
3次下請: 94.1%

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

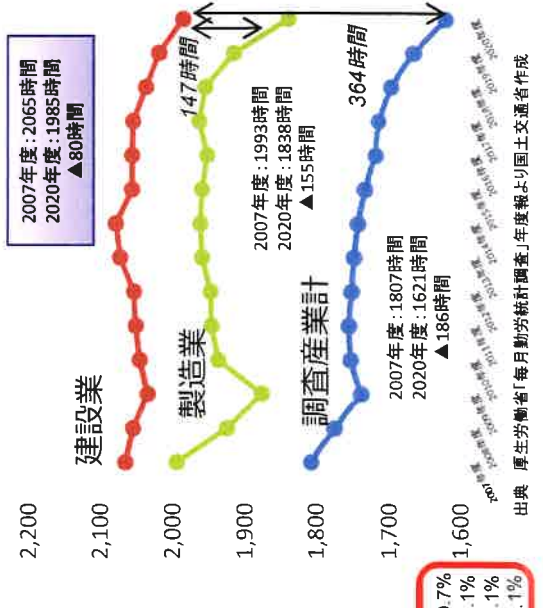
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年 (単位: 千円)	2019年 (単位: 千円)	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,623.9	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,729.9	約3%の差
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,786.9	6.9%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,587.8	3.6%
全産業男性労働者	5,296.8	5,609.7	5.9%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額(千円)を元に年間賃金総支給額×12(年間賃金)を算出

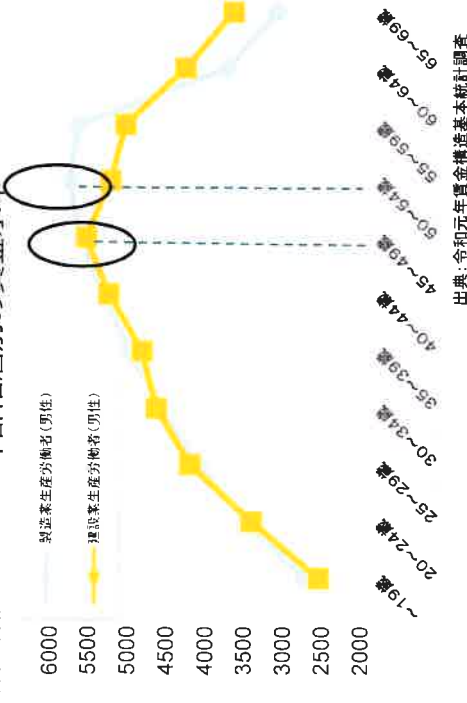
建設業は全産業平均と比較して年間360時間以上長時間労働の状況。

(時間) 年間実労働時間の推移



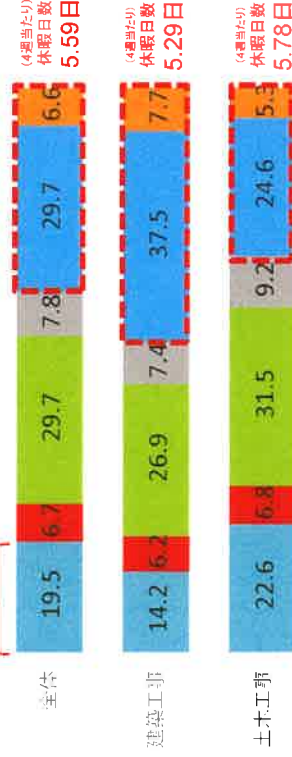
○製造業の賃金のピークは50～54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

(単位: 千円) 年齢階層別の賃金水準



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

○「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につながる仕組み

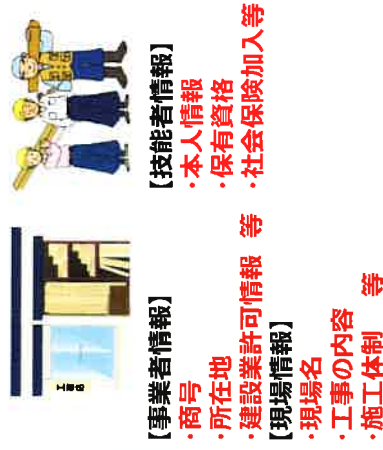
○ これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す

○ システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録



カードの交付・現場での読取



就業履歴を蓄積

技能レベルのステップアップ



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)

→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

建設キャリアアップシステムの利用状況（2022年2月末実績）

○ 技能者は約83万人が登録済み

(技能者の4人に1人が利用する水準に。)

○ 現場での利用数※は高水準で推移

(※就業履歴数。直近で月・約258万回（令和4年2月実績）)

○ 事業者の登録は約16万事業者※が登録

(※うち一人親方は約4.7万事業者)

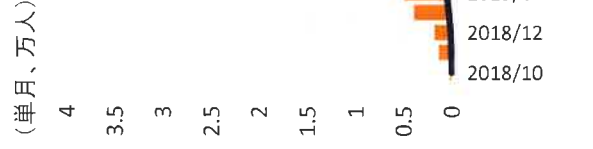
【参考】

	技能者登録	(参考) 技能者数	事業者登録	(参考) 工事実績がある事業者数
全国	834,150人	3,180,000人	161,989社	200,279社

(注) (参考) 技能者数は労働力調査(総務省)のR2平均より
(参考) 工事実績有業者数は建設工事施工統計調査報告(R1実績)より
国土交通省推計。

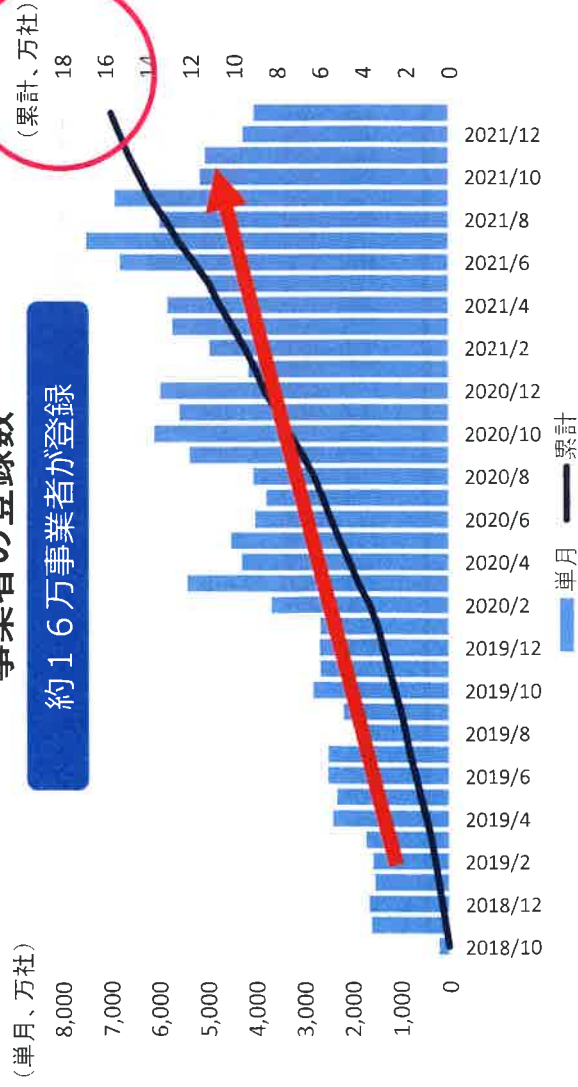
技能者の登録数

約83万人が登録



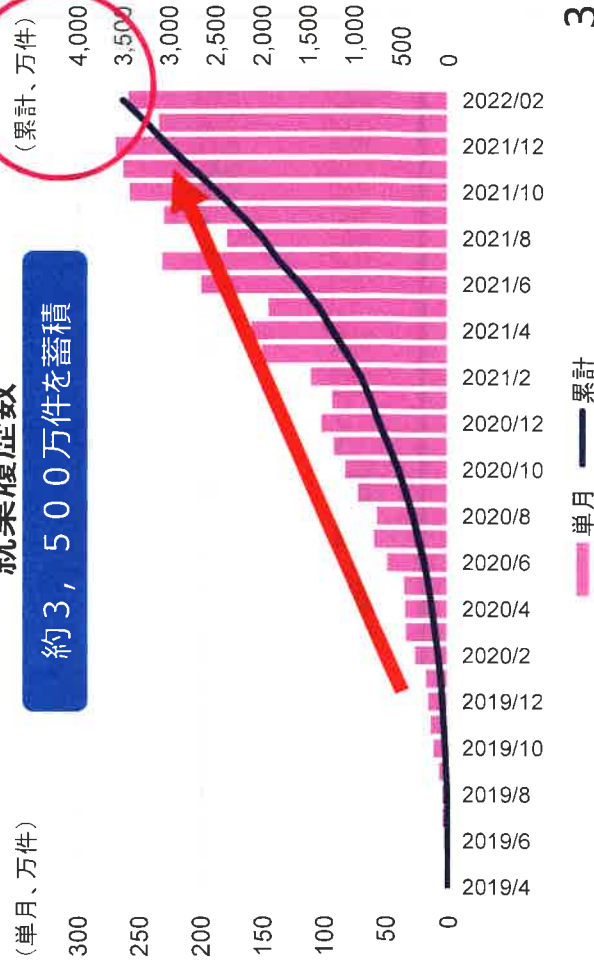
事業者の登録数

約16万事業者が登録



就業履歴数

約3,500万件を蓄積



単月

累計

建設市場における元請完工高シェアと事業者登録の進展状況

○建設市場全体でみると、元請完工高の2／3を担う元請企業がCCUSに登録済み。

○特に、元請建設業団体会員企業では、市場規模の8割を担う元請事業者が事業者登録済み。

今後は、登録の増加と併せて、CCUSの現場利用の促進に一層力を入れていくことが必要。

元請建設業団体会員企業**

(日建連・全建・全中建) 完工高計 28.5兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 15.6兆円

企業数 97社
登録済 89社

元請完工高
10億～300億未満

完工高計 9.2兆円

企業数 2,687社
登録済 1,505社

元請完工高
10億未満

完工高計 3.7兆円

企業数 15,316社
登録済 4,067社

登録率
98%

完工高
15.1兆円相当

登録率
64%

完工高
5.9兆円相当

登録率
36%

完工高
1.3兆円相当

設備・ハウスメーカー等**

(経審受審企業) 完工高計 32.5兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 12.1兆円

企業数 111社
登録済 77社

元請完工高
10億～300億未満

完工高計 10.7兆円

企業数 2,964社
登録済 1,123社

元請完工高
10億未満

完工高計 9.8兆円

企業数116,409社
登録済 21,497社

登録率
73%

完工高
8.8兆円相当

登録率
43%

完工高
4.6兆円相当

登録率
24%

完工高
2.4兆円相当

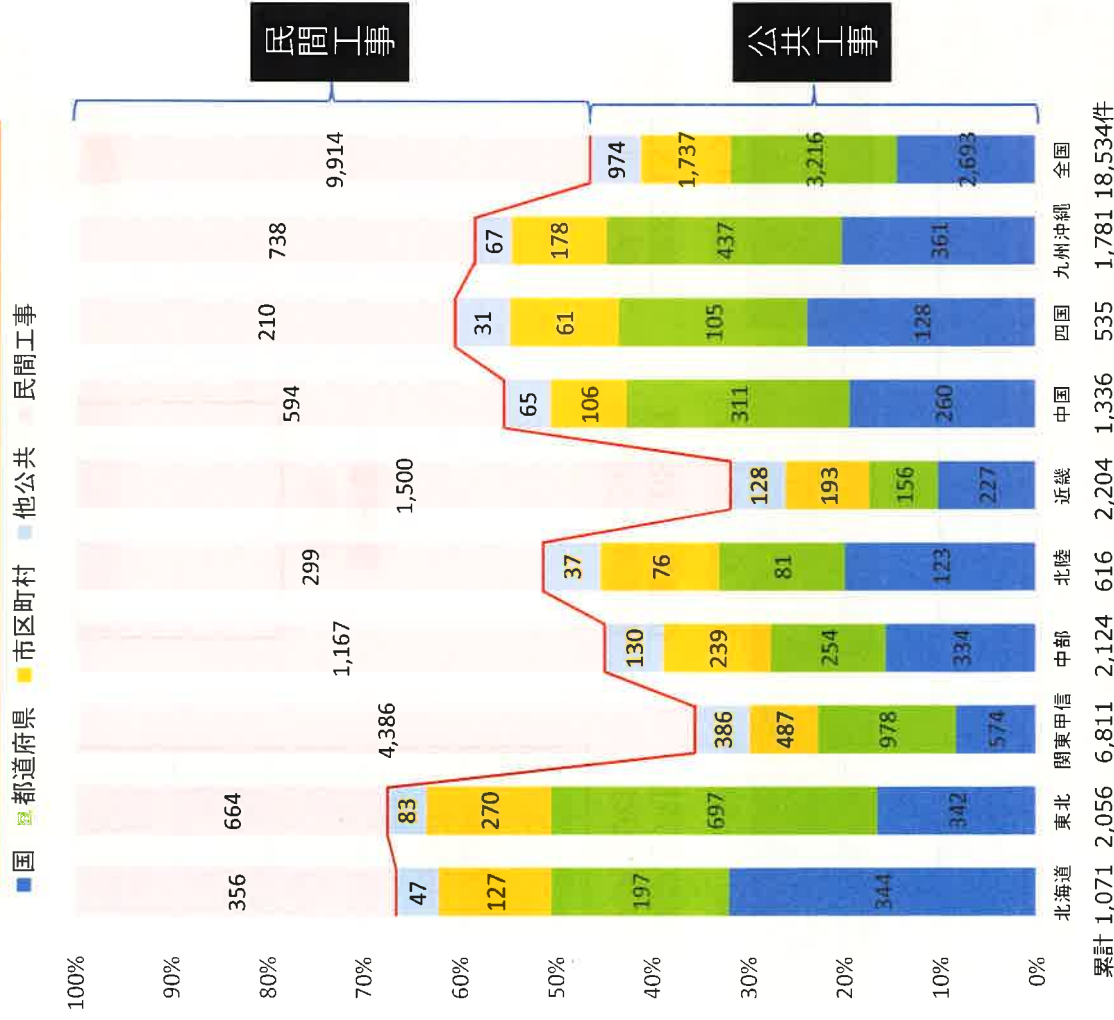
*経審受審企業の完工高を集計。元請建設業団体会員企業には全中建の会員を含まない。なお、同団体会員企業の登録率は23.4% (R2.12実施アンケート、回答母集団661社)。

**全建加盟企業のうち、大和ハウス、積水ハウス、トヨタホーム岡山はハウスメーカー等として分類。

経審データは2021年3月末有効先、CCUS登録データは2021年12月末の数値。4

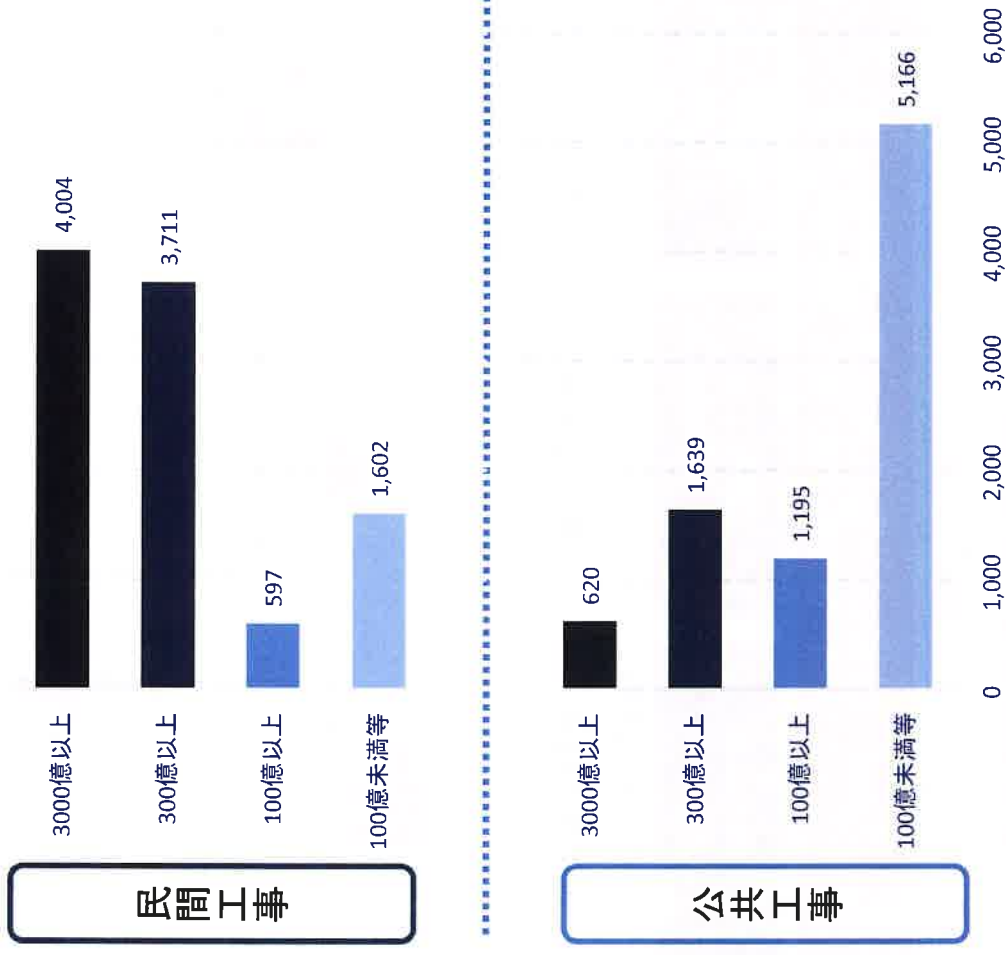
CCUS現場登録の状況（2021年4～1月実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見通し 公共：22.2兆円 民間：32.8兆円
国土交通省「令和2年度建設投資見通し（実質値）」



※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、5,000現場弱が登録

※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、年度累積（2021年4月～2022年1月）を集計

※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経費情報を連携させられない先（＝完工高不明先）も含まれている

※ 地方区分は地方整備局等(沖縄は九州に包含)に準じた

職種別技能者のCCUS登録状況

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
01	特殊作業員	39,208
02	普通作業員	85,809
03	軽作業員	2,723
04	造園工	6,177
05	法面工	4,025
06	とび工	72,525
07	石工	2,186
08	ブロック工	1,009
09	電工	65,267
10	鉄筋工	31,114
11	鉄骨工	9,494
12	塗装工	15,727
13	溶接工	9,466
14	運転手 (特殊)	37,204
15	運転手 (一般)	9,776
16	潜かん工	352
17	潜かん世話役	50
18	さく岩工	51
19	トンネル特殊工	2,894
20	トンネル作業員	3,733
21	トンネル世話役	640
22	橋りょう特殊工	2,701
23	橋りょう塗装工	594
24	橋りょう世話役	1,282
25	土木一般世話役	16,298
26	高級船員	1,121
27	普通船員	1,555

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
28	潜水士	1,338
29	潜水連絡員	72
30	潜水送気員	286
31	山林砂防工	6
32	軌道工	1,600
33	型わく工	39,676
34	大工	10,261
35	左官	14,620
36	配管工	40,011
37	はつり工	4,427
38	防水工	16,578
39	板金工	12,092
40	タイル工	3,441
41	サッシ工	3,178
42	屋根ふき工	1,042
43	内装工	40,927
44	ガラス工	3,911
45	建具工	8,298
46	ダクト工	9,348
47	保温工	9,726
48	建築ブロック工	3,852
49	設備機械工	11,757
50	交通誘導警備員A	672
51	交通誘導警備員B	1,157
52～	その他計	150,195

技能者総数	811,452
-------	---------

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
電工	416,180
大工	350,000
配管工	216,730
塗装工	139,530
とび職	104,970
建機等操作	75,160
左官	73,470
板金工	50,470
型枠大工	45,670
鉄筋工	32,070
植木職、造園師	27,430
ブロック積・タイル張工	27,060
溶接工	26,080
屋根ふき工	20,020
鉄骨工・橋梁工	13,930
運搬従事者・運転手	12,020
石工	5,220
警備員	1,360

*建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2022年1月末技能者登録数
平成27年度国勢調査より

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善 ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

- ◎ CCUS情報発信・理解促進
- ・ CCUSサテライト説明会
- ・ CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 登録のサポート体制
- ・ 認定登録機関 等

- ◎ 現場ニーズに応じたツール多様化
(携帯電話やスマホ顔認証)
- ◎ 各種資格情報の効率的な確認
- ◎ 現場管理の効率化・安全書類等とのデータ連携

- ◎ 週休2日の推進への活用
(公共発注者による利活用)
- ◎ カードタッチ等のポイント還元
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携

「技能者の処遇改善」

(技能者の賃金上昇が労務単価の上昇として反映)

「明確なキャリアパス」

「人材を雇用する企業が伸びる環境」

STEP1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUS登録や現場適用の周知・理解促進

- ◎ 求人・求職活動との連携
- ◎ 公共工事における企業評価
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

- ◎ 公共工事における企業評価
(総合評価やモデル工事での加点)
◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 外国人就労現場における利用推進

STEP3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の適正化・処遇への反映を促進

- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた
手当て支給の促進
- ◎ 施工能力等の見える化評価
- ◎ 建設人材育成企業の顕彰
- ◎ 賃金改善に係る助成金制度

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価
技能者の入職・定着促進

- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
・ 標準見積書の活用による労務費等の見積り
(技能者の技能・地位に応じた見積りの促進)
- ・ 元請による見積り尊重と請負価額の適正

建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

国交省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

公共工事発注者によるインセンティブ措置の導入

- ◎ 国の直轄工事のほか、都道府県や独法等でモデル工事が総合評価の加点措置の導入が広がり
- ◎ 今後さらに地方公共団体等を中心に取組を加速化

【都道府県や市町村に対する普及促進の体制】

- 都道府県や政令市には、ブロック別CCUS連絡会議で情報共有し活用を促進
- 市町村に対しては都道府県公契連を通じて働きかけ



経営事項審査での加点評価

- ◎ 現行の加点評価に加えて、新たに、元請としてのCCUSの取組状況を経営事項審査において評価することを検討

【現行の経営事項審査における加点評価】

- 建設キャリアアップシステムにおいてレベル4・3と判定された者の数に応じて評価を付与（Z1）
- 建設キャリアアップシステムでレベル2以上にアップした建設技能者の割合に応じて評価を付与（W10）

現場ニーズに応じたツールの多様化

- ◎ 小規模現場におけるスマホや携帯電話での就業履歴の蓄積（カードリーダーやタッチを不要）



カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

現場管理の効率化・安全書類や建退共等とのデータ連携

現場管理の効率化

- ① 施工体制に登録された事業者・技能者の情報 ⇒ 元請で確認が可能
・当該現場に施工体制登録された技能者の「職種」「立場」「社加入」「資格保有」情報
- ② 技能者の就業履歴、出面確認、建退共積立情報 ⇒ 元請・下請で相互確認が可能
・技能者の0日ごとの就業履歴、就業内容（職種・立場・作業内容等）、建退共充当日数（月別カレンダー）

(注意) 個々の工事現場の情報のみ閲覧可
(他のゼネコン等の下請の専門工事業者等の技能者情報は閲覧できない)

安全書類等へのデータ連携

- ◎ 施工体制台帳、再下請負通知書(変更届)、作業員名簿へデータ連携可能(自動反映)
(工事名・発注者名・下請事業者名、社会保険等の加入状況など)

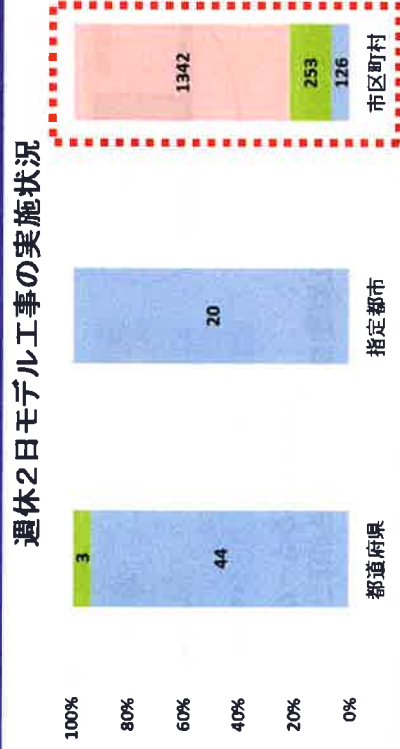
※エクセル表で出力できるため、自動反映される情報以外を手入力で作業することで作業負担が軽減

建退共事務の効率化

- ◎ 建退共の電子申請方式の導入に伴いCCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用

※令和4年度早期に『CCUS-建退共』間の就業履歴の連携に向けたシステム運用を開始予定

週休2日の更なる推進への活用



■都道府県・政令市は64団体が導入

■市区町村は、1721団体中、導入は126団体(別に253団体が検討中)

退職金制度(建退)の給付との差額

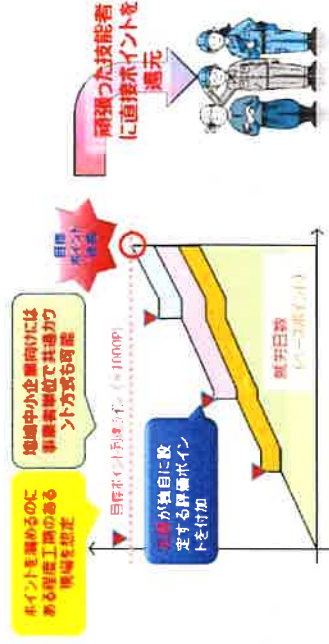
◎ 建退共の電子申請方式の導入に伴い、CCUSとの連携を推進
(CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用)

※令和4年度早期にも『CCUS-建退共』間の就業履歴の連携に向けたシステム運用を開始予定



カードタッチ等の蓄積をポイント還元

◎CCUSの就業履歴数（ベースポイント）と、元請事業主が独自に設定するプログラムにより電子マネー等に還元する仕組みを試行



求人・求職活動との連携

◎『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始（試行）

◎ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨する等の取組を開始



技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくり (技能者の技能・地位に応じた労務費見積りと尊重)

- 標準見積書の活用による労務費等の見積り尊重にあわせて、技能レベルに応じた賃金が支払われる環境づくりを促進
- 各専門工事業団体と連携して、技能者の技能・経験に応じた労務費の見積り等に向けた取組を深化

【下請企業への要請】

- ・労務費や法定福利費の内訳明示等 (想定人工の積上げによる積算と明示に努める)
- ・可能な場合は技能者の地位や能力に応じた積算を具体的に示す

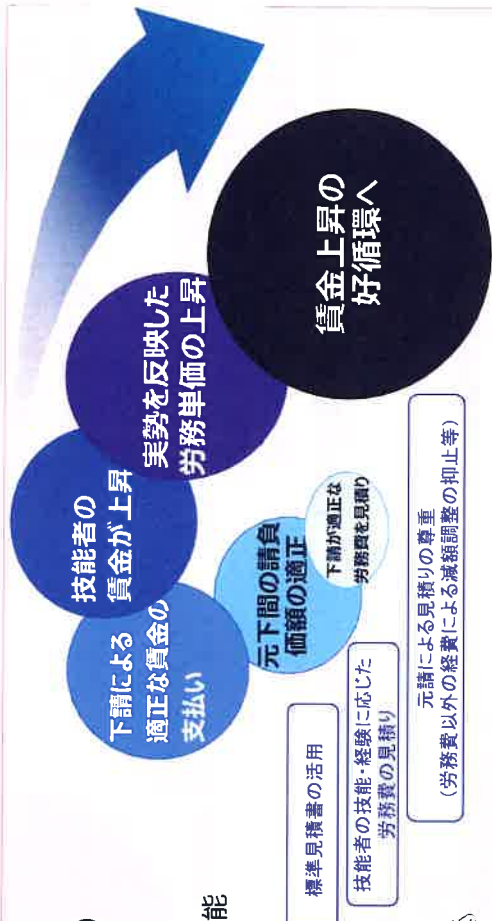
【元請企業への要請】

- ・法定福利費及び労務費の見積り尊重 (想定人工の積上げによる積算や技能者の技能等に応じた見積りは特に尊重)、その他経費による減額調整の抑止

【技能者の地位や能力を踏まえた内訳の例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			日円

レベル別
労務単価



技能者としての客観的な評価に応じた手当支給 (CCUSの能力評価等を反映した手当の支給)

◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度を実施 (レベル2：500円、レベル3：1,000円、レベル4：2,000円 (特に模範となる方：3,000円)) 【西松建設】
- 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化 (CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて検討中) 【奥村組】
- 上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ (年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す) (さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定) 【村本建設】
- 優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。建退共において、民間工事で半額負担していた共済掛金をCCUS登録技能者を対象に全額負担とした 【鹿島建設】
- 導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている 【東洋建設】
- 2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加 (独自の労務費補正制度※の出動簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした) (※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力が個人ベースで目標達成した場合、協力が会社に労務費を5～10%割増補正して支払い) 【五洋建設】
- 優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4 (ゴールド) の保有者から選定し、日額3,000円を支給 【清水建設】
- 従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化 【大林組】
- 優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ 【大林道路】

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

(令和4年3月18日 現在)

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評価で加点〕

【一般土木工事(WTO対象+Bランク)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で64件(R3年度契約)) ※予定を含む
※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で16件(R3年度契約)) ※予定を含む

○地元業界の理解がある26都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨モデル営繕工事

(全国で27件(R3年度契約)) ※予定を含む

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

(全国で47件(R3年度契約)) ※2月までの実績

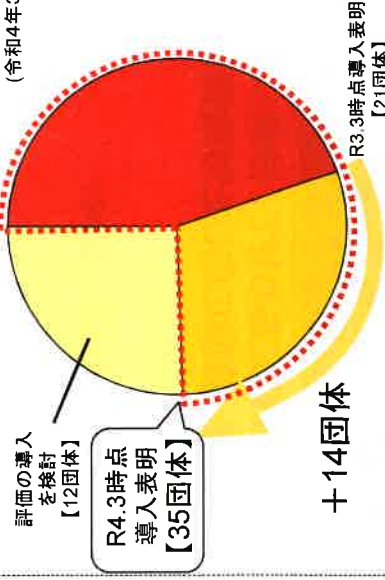
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○35道府県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】

(令和4年3月18日 現在)



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施
(令和3年3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた26都府県で実施予定（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、35都府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

（令和4年3月18日 現在）

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

都道府県名	直轄Cランク 工事	都道府県工事 での評価	都道府県名	直轄Cランク 工事	都道府県工事 での評価
北海道	●(予定)★(予定)	●(予定)★(予定)	滋賀県	●	◎
青森県	△	△	京都府	●	◎(予定)
岩手県	△	△	大阪府	●	◎(予定)
宮城県	●	◎◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県	●	●(予定)	和歌山県	●	○
福島県	●	●(予定)◎	鳥取県	●	★(予定)
茨城県	●	●(予定)	島根県	●	◎
栃木県	●	◎◎★	岡山県	●	●
群馬県	●	◎◎★	広島県	●	◎
埼玉県	●	●★	山口県	●	●(予定)
千葉県	△	△	徳島県	○	○
東京都	●	△	香川県	○	◎(予定)
神奈川県	△	△	愛媛県	○	●★
新潟県	△	△	高知県	○	△
富山県	△	△	福岡県	○	○
石川県	●	○	佐賀県	○	△
福井県	●	◎◎	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県	○	●★
長野県	●	◎◎	大分県	○	△
岐阜県	●	◎◎★	宮崎県	●	◎◎★
静岡県	●	●(予定)◎◎	鹿児島県	●	◎◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	●★			

（令和4年3月18日 現在）

- ＜直轄Cランク工事＞
- 都道府県建設業協会が賛同
 - 協会において検討中
- ※赤字は令和3年9月以降に表明されたもの
- ＜都道府県工事での評価＞
- モデル工事等工事評価での加点
 - ◎ 総合評価における加点
 - 入札参加資格での加点
 - ★ カードリーダー等費用補助
 - △ 検討中
- ※赤字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

【群馬県】 モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評価の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】 総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】 総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】 総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】 全工事の成績評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評価にて加点

評価実施
R4年度中に
評価導入予定
今後検討



【宮城県】 全工事の成績評価及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ、うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】 総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】 総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】 国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事を活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況（令和4年3月18日 現在）

- モデル工事等工事評価での加点：横浜市、岡山市など
- ◎ 総合評価における加点：仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点：千葉市、相模原市、郡山市など

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）の変更 ― 国工父連育

適正化指針とは

入契法※に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定（R1.10最終変更）

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

✓ 激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務

✓ 公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要

変更案のポイント

◆ 災害復旧等における入札・契約

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、**復旧・復興建設工事共同企業体**について追記
- 災害復旧工事等の円滑な実施を図るため、**他の発注者との連携**について追記

◆ 適正な予定価格の設定・ダンピング対策

- ダンピング対策の観点として、公共工事を実施する者の**適正な利潤の確保**について追記
- 適正な予定価格の設定を図るため、適正な積算を行うべきものに**建設発生土等の運搬・処分等に要する費用**を追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、**低入札価格調査基準等を適正な水準で設定**することについて追記

◆ 適切な施工の確保

- 工事に必要な情報の関係者間での把握・共有の推進のため、**設計図書における条件明示**について追記
- 適切な設計変更の実施や変更手続の円滑化のため、**設計変更ガイドラインの策定等**について追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、**国・発注者によるCCUS活用促進の取組**について追記

現行

※現行の指針は令和2年2月に閣議決定

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

- (6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。



改正案

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

- (6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

下請負人に使用される者の労働条件の改善に係る取組



国土交通省

下請負人に使用される者の労働条件に係る取組

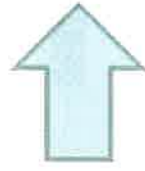
○技能者の処遇改善に関連した取組としては、「技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価と処遇につなげる仕組み」として建設キャリアアップシステムが平成31年4月より本格運用を開始しており、CCUSが導入された建設工事に従事する技能者の就業実績は、業界横断的に蓄積されるため、当該技能者は他の事業主の下で使用される際も、処遇の判断材料となる過去の就業実績を証明することができる。

○ただし、技能者が実際にCCUS上で就業実績を蓄積するには、元請企業がCCUSの現場登録やカードリーダーを設置する等、就業実績を蓄積するための環境を整備し、実績の蓄積に必要な費用(現場利用料等)を負担する必要がある。



○CCUSを導入している元請企業は、自らの負担により、技能者の労働条件の改善に相応の役割を果たしていると考えられる。

○また、各都道府県発注工事においてもCCUSの企業評価への導入する動きが広がっている状況。



CCUSを現場で導入している元請企業を経営事項審査で評価することが適当ではないか。

下請負人に使用される者の労働条件の改善に係る取組の審査基準及び評価点

- 技能労働者がCCUSに就業実績を蓄積するためには、元請事業者がCCUSの事業者登録を行った上で、建設現場毎に現場登録を実施し、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要。
- また、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」において、令和5年度より「あらゆる工事におけるCCUS完全実施」を目指すこととされている。
- 他方で、元請事業者は下請企業が雇用する技能者のキャリアアップカードの取得手続きに直接的に関与する立場にはなく、1年間に施工した全ての現場における全技能者のカード保有率等を加点要件とすることは、元請事業者に過度の負担を強いることとなる懸念がある。
- 元請事業者がカードリーダーの設置等就業履歴蓄積のための措置を講じていることを評価するべきであるため、経営事項審査における加点要件は、「全ての元請工事において、当該工事に従事する者が就業履歴を蓄積するために必要な措置（カードリーダーの設置等）を講じている」とこととしたい。

要件	評価点
直近事業年度に施工した全ての建設工事（元請工事に限る。）において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	15
直近事業年度に施工した全ての公共工事（元請工事に限る）において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	10

※経営事項審査は、公共工事を直接受注しようとする建設企業の評価制度であることから、「全ての民間工事において就業履歴蓄積のための措置を講じている（＝公共工事ではカードリーダーの設置等を行っていない現場がある）」は加点要件としない。

- なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとしたい。（虚偽の申請により得た評価点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ）

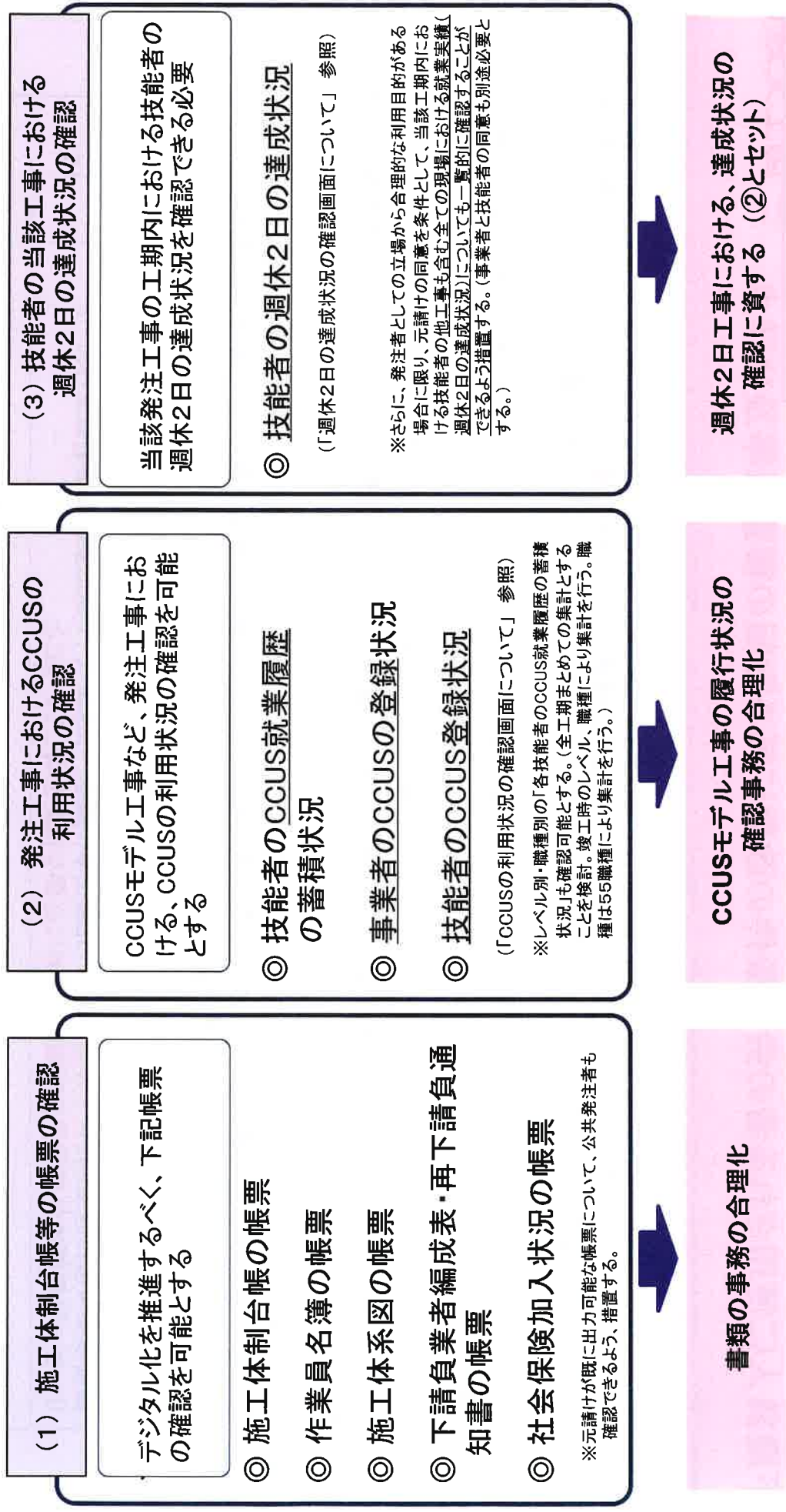
公共発注者による活用に向けたCCUSのシステム改修の概要

令和3年度補正予算 1.5億円

○発注者がCCUSを活用し、CCUSモデル工事など、当該工事におけるCCUSの利用状況の確認や、工期内における技能者の週休2日の達成状況を確認できるような措置

(※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報保護の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)

(※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。令和4年9月頃からの供用開始を目指す。)

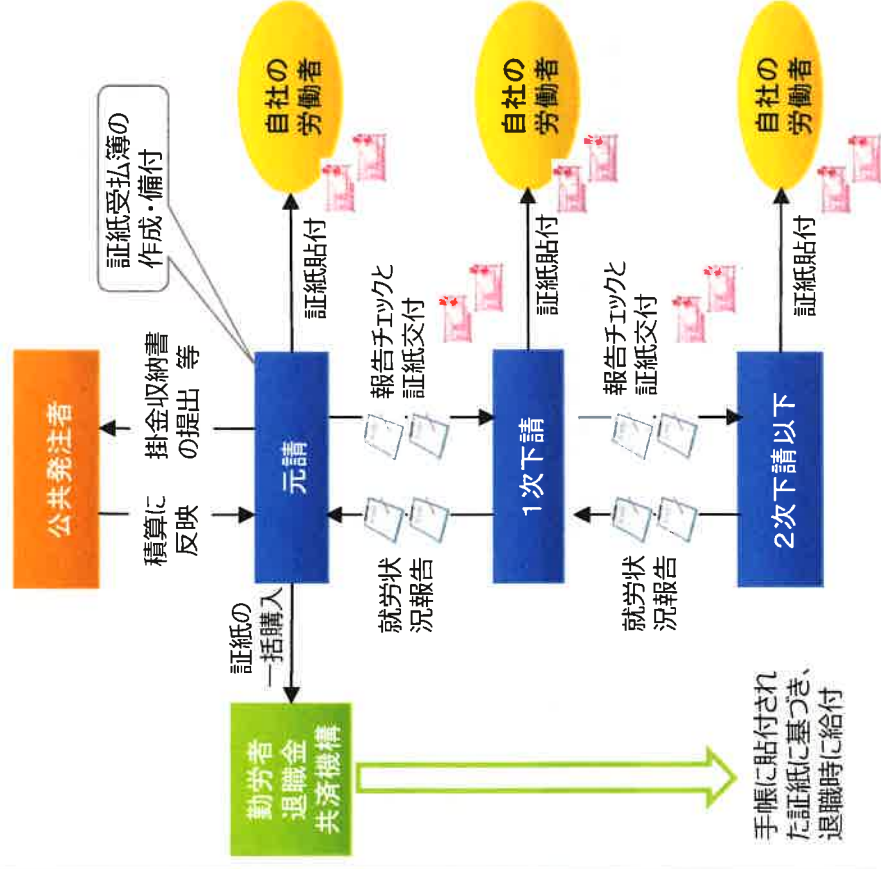


建退共電子申請化とCCUSとの連携

- 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進
※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定

現行方式(証紙受払の書面管理)

- 現行の証紙方式では、一人ひとりの技能者への証紙の交付事務が煩雑で、貼付が不徹底

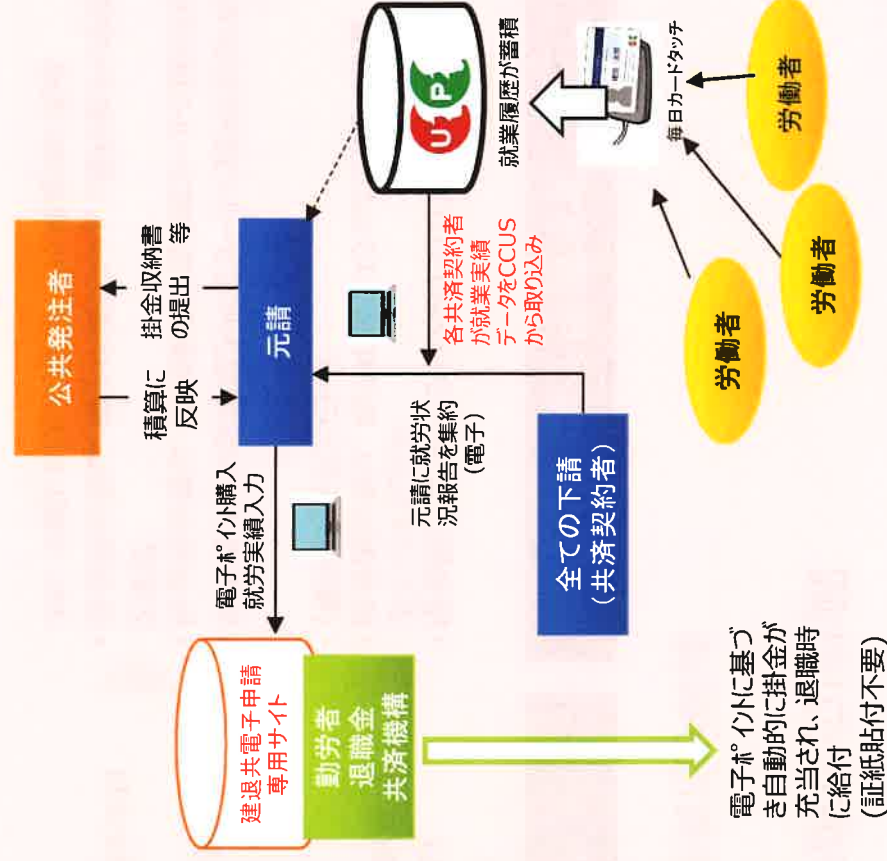


CCUS活用型電子申請方式

- CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用し、退職金給付の徹底と事務の効率化

※電子申請方式のみの活用も可能

摘要



順次移行を促進

証紙貼付方式と電子申請方式の比較

共済証紙の貼付がなくなること、掛金納付に関連する事務負担が軽減

事務名	共済証紙貼付方式	電子申請方式
1 共済証紙の購入	- 掛金拠出者が金融機関窓口で共済証紙を購入 - 金融機関が掛金拠出者に対して、掛金収納書(紙)を発行	- 掛金拠出者はペイジー決済または口座振替で退職金ポイントを払込み - 掛金拠出者は、電子申請システムより掛金収納書(電子版)をダウンロード
2 就労状況報告 共済証紙の交付	- 雇用者は就労状況報告書等により、就労状況を報告し共済証紙を請求 - 掛金拠出者は、就労状況を確認し、共済証紙を交付 - 雇用者は、共済証紙を受け取り	- 雇用者は就労実績報告作成ツールで就労状況を報告 - 掛金拠出者は、就労実績報告作成ツールで就労状況を確認 - 掛金拠出者は、電子申請システムで雇用者から申請され、承認した就労状況データを建退共に送信
3 共済証紙の 貼付・消印	雇用者は、被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付して消印	(不要)
4 証紙受払簿の記入 証紙の管理・保管	- 掛金拠出者は、証紙購入、証紙交付情報を証紙受払簿に記入 - 雇用者は、証紙受給、証紙交付、証紙貼付情報を証紙受払簿に記入 - 掛金拠出者と雇用者は未使用の共済証紙を管理・保管	掛金拠出者と雇用者が電子申請システムから「掛金充当書」をダウンロードし、充当状況を確認

※ 掛金拠出者とは、下請から掛金納付事務を受託して、共済証紙を購入（証紙貼付方式）または、退職金ポイントを払込む（電子申請方式）者（いわゆる元請）

CCUSの能力評価等を反映した手当の支給例

CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を、優良事例として水平展開

- ◎ CCUSのレベル別に日額手当を支給する優良技能者制度(協力会会員を対象)を実施
(レベル2:500円、レベル3:1,000円、レベル4:2,000円(特に模範となる方:3,000円)) (西松建設)
- ◎ 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化、協力会の規則でCCUS加入を義務化。CCUSカードの色に応じた優良職長の手当てについて、令和4年4月1日から運用開始
(レベル2以下:1,000円(現場マイスター) or 2,000円(エリアマイスター)、レベル3以上:3,000円(スーパーマイスター)) (奥村組)
- ◎ 上級職長である社内マイスターの認定の必須条件としてCCUSの登録を位置づけ。(年度末までに未登録のマイスターはマイスター認定を取り消す)。さらに、今年度中に、現行のマイスター手当をCCUSレベルのカードに沿った形での変更を行う予定 (村本建設)
- ◎ 優秀登録職長手当制度の認定要件[鹿島マイスター(スーパーマイスター4,000円/日、マイスター2,000円/日)]及び優良技能者報奨金制度(新E賞:10万円/年)の認定要件にCCUS技能者登録を追加。
鹿島マイスターについては、レベル4相当(経験年数10年以上、職長経験3年以上)の技能者であることを要件追加。建退共において、民間工事にて半額負担としていた共済掛金を、CCUS登録技能者を対象に全額負担とした。(鹿島建設)
- ◎ 2020年度より、優良職長制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加。
独自の労務費補正制度※の出勤簿確認にCCUSの就業履歴を利用可能とした。(五洋建設)
- ※ 現場閉所目標以上の休日取得目標を宣言した協力会社が個人ベースで目標達成した場合、協力会社に労務費を5~10%割増補正して支払い
- ◎ 優良技能者手当(3,000円~1,000円/日)の支給要件にCCUSレベル3以上を追加。(戸田建設)
- ◎ 優良技能者手当の支給対象者をCCUSレベル4(ゴールド)の保有者から選定し、日額3,000円を支給。(清水建設)
- ◎ 従来の優良職長手当におけるCCUS登録の義務化 (大林組)
- ◎ 導入を検討している優良職長制度においてCCUSを認定基準の一つとしている (東洋建設)
- ◎ 優良職長の条件としてCCUS登録を位置づけ (大林道路)
- ◎ 従来の優良職長制度の認定基準の項目に、「CCUS技能者登録」の追加を検討中 (大成建設)
- ◎ 優良技能者(マスター、マイスター)制度の認定要件にCCUS技能者登録を追加することを検討中 (前田建設)

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【施設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保について」(令和3年12月1日付国不建字第15号)
【民間発注者団体宛て】「技能労働者への処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建字第16号)
【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨
- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】

		(100㎡あたり)	
〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重
- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
 - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

民間発注者への要請

- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

「建設人材育成優良企業表彰」の創設について

- ◆ 建設業が「社会資本整備の担い手」、「地域の守り手」として、機能を引き続き担っていくためには、若年者の担い手の確保と育成が急務
- ◆ そのため、CCUSの普及・活用を図ることにより、技能と経験に応じた処遇と育成が受けられる環境を整備していくとともに、各企業や各団体における担い手の確保・育成に向けた具体的な取り組みを喚起していく必要

建設業法（第25条の7）において、「建設工事の担い手の育成及び確保」が建設業者の努力義務として、
「必要な知識及び技術又は技能の向上」が技術者・技能者の努力義務として規定



CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能とするための環境整備など、「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けて、顕著な功績を上げた企業、団体に対して表彰を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取り組みを推進するため、「建設人材育成優良企業表彰」を創設。

「建設人材育成優良企業表彰」の概要

表彰の対象

- 建設業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、CCUSの活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成に関して、顕著な功績を上げた企業、団体に対して、国土交通大臣等が表彰を行う。
 - ① 以下のような「建設工事の担い手の育成及び確保」に向けた優良な事業・活動を行う企業
 - ・CCUSの活用など、技能や経験に応じて給与を引き上げる企業
 - ・適正な下請代金による請負契約の締結を推進する企業（CCUSの活用などによる労務費、見積尊重や優良職長手当支給）等
 - ・キャリアパスに基づいた計画的な人材育成（CCUSのレベルアップなど）を行う企業
 - ・女性の定着促進を図る企業
 - ② 上記①のような企業による優良な事業・活動を支援する企業や団体
- 本表彰は中長期的な担い手の確保・育成に向けた取組みを顕彰するものであることから、CCUS利用企業（それを支援する企業や団体を含む）を前提条件とする。

実施体制等

- 「建設産業人材確保・育成推進協議会」に選考委員会を設け、協議会構成団体傘下企業を対象に、広く自薦他薦により表彰を行う。
 - 国土交通大臣賞 1～3程度 国土交通省において伝達
 - 不動産・建設経済局長賞 1～3程度 各 地方整備局において伝達
 - 優秀賞 全国で15～30程度 各 地方整備局において伝達

CCUSの就業履歴を蓄積する際・・・こんなお困りごとありませんか？

- ・全ての現場にカードリーダーを設置するためには費用がかかりすぎる。
- ・カードリーダーを設置できない現場がある。
- ・CCUSの施工体制登録等の対応が事業者・技能者ともに負担がかかる。

解決！

本システムは、技能者の携帯電話やスマートフォンで簡単にCCUS就業履歴の蓄積が可能。

キャリアコク

コチラを現場に掲示(A4サイズ)

入退場登録用電話番号
富山ビル

入場 >> 0764-00-0001
退場 >> 0764-00-0002

電話で

簡単に入退場登録したいなら

登録場所の真正性も担保するなら



※事業者は、カードリーダーの持ち込みが不要で、本システム内の情報も簡易に登録可能です。
さらに、本システムを活用すれば、CCUSの施工体制登録も不要です。



①電話発信入退場登録

- ・電話をかけるだけで入退場が登録可能



②顔認証入退場登録

- ・ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能



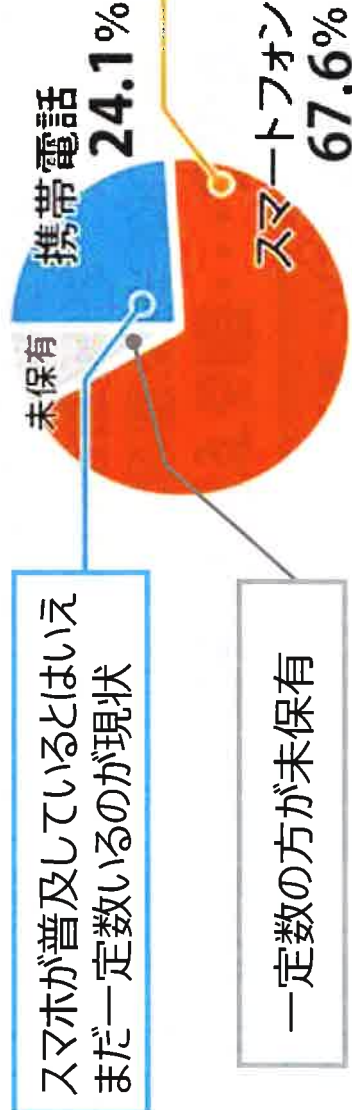
※現場に掲示されているQRコードの読み取りが必要

携帯電話やスマホを持っていない方は、現場同行者の端末を利用することでそれぞれ対応可能

カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。
電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

【参考】モバイル端末保有率について

モバイル端末保有率 [2019年]



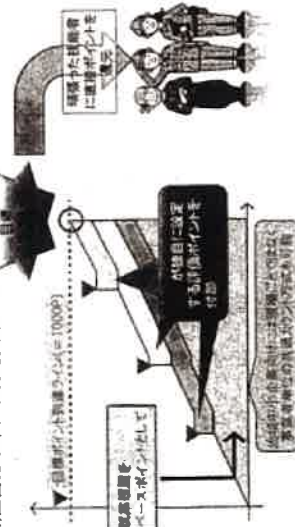
参考資料

令和3年8月18日

建設通信新聞

CCUS普及へ実証実験

元請職員のポイント付与システム

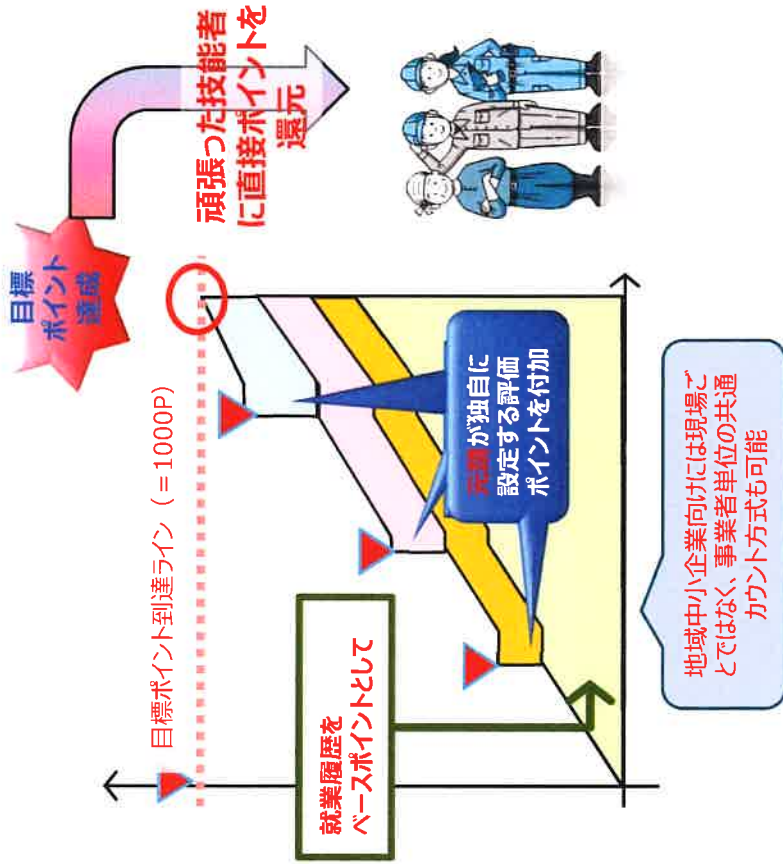


電子マネー還元で促進 元請工の現場活動でも加算 カードタッチでポイント蓄積

建設履歴は、建設士にとっての「履歴書」(CCUS)の活用を促す。CCUSで就業履歴を蓄積(ポイント)する職員のモチベーションを高めるため、それぞれの就業履歴項目に設定するポイント還元率に応じて、電子マネーが還元される仕組みを始める。建設業の町工場は、月と日からは建設地の千葉県で土木事務所が開始する。

建設履歴は、CCUSの「履歴書」(CCUS)の活用を促す。CCUSで就業履歴を蓄積(ポイント)する職員のモチベーションを高めるため、それぞれの就業履歴項目に設定するポイント還元率に応じて、電子マネーが還元される仕組みを始める。建設業の町工場は、月と日からは建設地の千葉県で土木事務所が開始する。

振興基金



○ 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施（R3.7.30～）

- ① 建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨
- ② 技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主（求人者）に対し、求人票の作成支援

【求職者にとってのメリット】

- ・ CCUS登録企業であることで、技能者の適正な評価や魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに役立ち、企業選択に活用できる。

⇒ 長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【専門工事業者等、求人者にとってのメリット】

- ・ ハローワークにおいて求職者への応募勧奨を受けることが可能となることに加え、求人票の「求人に関する特記事項」欄にCCUSに係る取組を記載することが可能。

（記載例）

建設キャリアアップシステム登録事業者です。

施工能力等の見える化評価制度で「☆4つ」取得しています。

⇒ 求職者に対する発信力を高めることで、担い手を確保することができる

【建設事業主向けリーフレット】

従業員を採用したい建設事業者の皆さま



建設現場で働く若手が求めることトップ3

第1位 週休2日制の推進

第2位 仕事が年間を通じてあること

第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

・ 職人の適正な評価と給与の引上げ

・ 職人を育てる企業が評価され、登録

機会が確保される雇い入れ

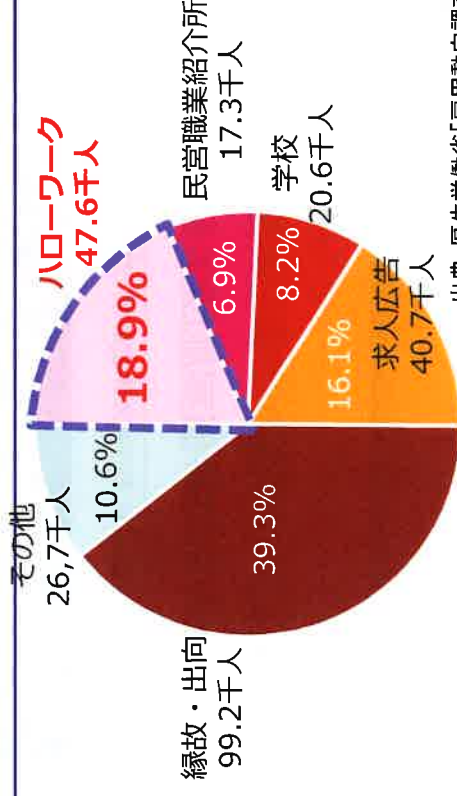
を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

【求職者向けリーフレット】



○建設業の入職経路におけるハローワークの状況



出典：厚生労働省「雇用動向調査」（令和元年度）

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験について能力評価を実施しています
- 評価は、国土交通大臣が認定した評価基準に基づき、職種ごとの能力評価実施団体が行います

※建設技能者の能力評価制度は「建設技能者の能力評価制度に関する告示」(平成31年3月29日)及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき実施されます

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

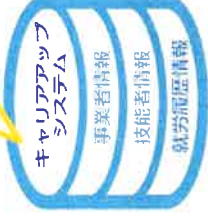
<現場での能力・経験の蓄積>



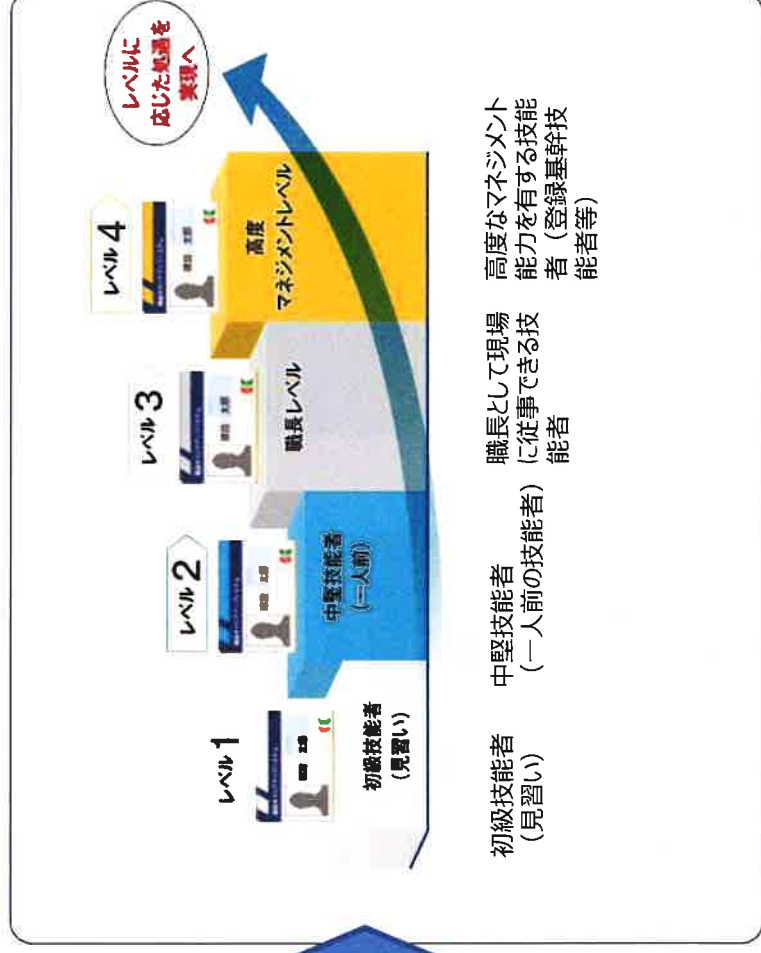
- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55 1980.07/28
保有資格	2016.06.20
登録基幹技能者	型枠 玉掛け 2008.05.21
特別講習	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	健康保険 国民年金 厚生年金
健康	協会健康 健康共済
性別	男
年齢	35



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



(注1) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行ってある必要があります

(注2) 評価の対象となる『就業日数』『職長・班長としての経験日数』については、建設キャリアアップシステムの利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます(経過的な措置は令和6年3月31日までにいう申請について適用されます)

○ 技能者の能力評価は、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体がを行います。評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対して建設技能者の方^(注)が行っていただくこととなります。

(注) 評価の申請は所屬事業者等が代行して行うことが可能です

○ 評価の対象職種及び能力評価の申請手続は、国交省HPを確認の上、各能力評価実施団体HPの手続きに沿ってご確認ください。 ※国交省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続き概要

① 評価手数料の振込み
(能力評価制度推進協議会あて口座に振込み)

② 能力評価の申請
(各能力評価実施団体に対して、直接申請)
(郵送、メール及びWEB)

必要な申請書類

- ① (建設技能者の)CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③ 手数料の振込明細(※振込時の領収書を添付)
- ④ 経歴証明書^(注) 等

申請書類様式は、各能力評価実施団体HPよりダウンロードできます

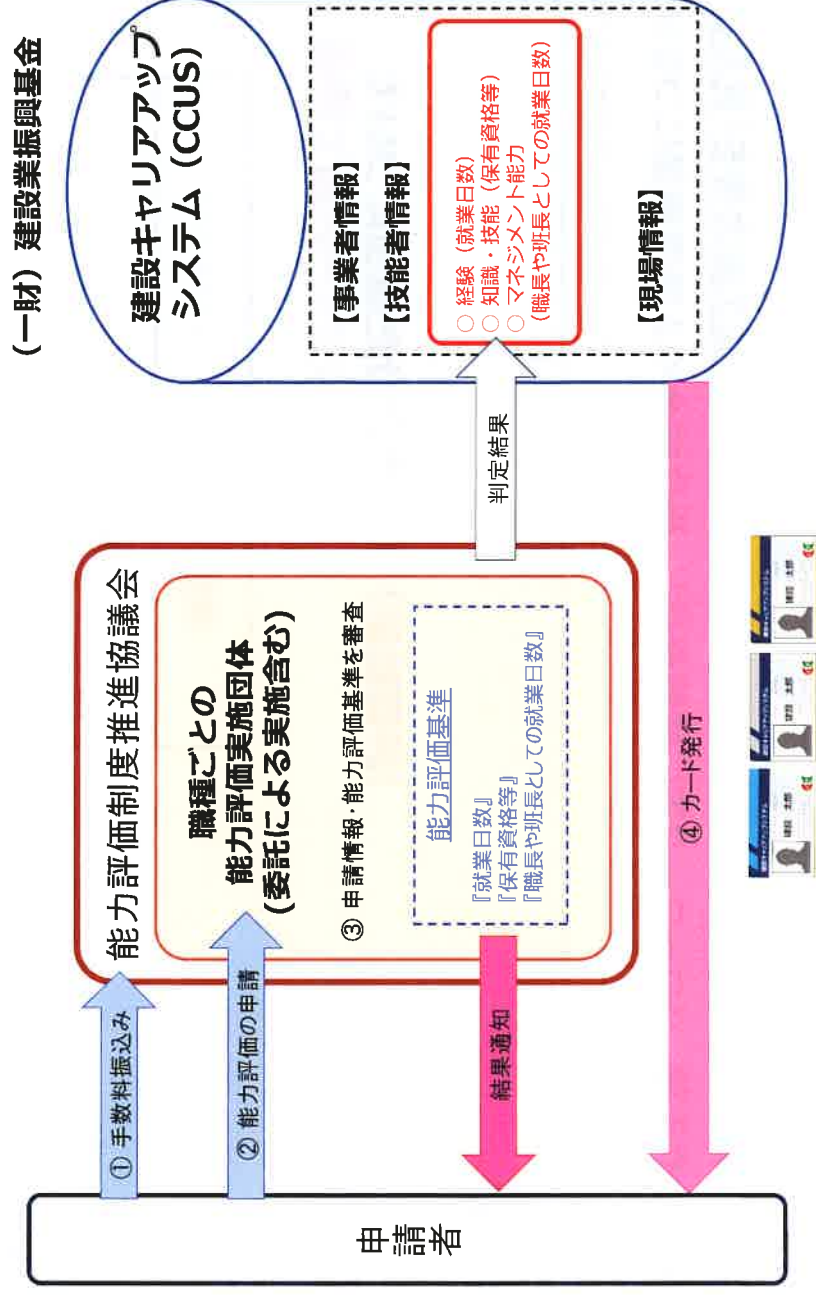
(注) ④「経歴証明書」はCCUS利用開始前の経験の評価を求める場合に必要となります

③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

④ (能力評価を反映した)カードの発行
※別途、「能力評価(レベル判定)結果通知書」が申請者に送られます

※申請者あてに発効後のカードが到着するまで、おおむね1か月～2か月程度の見込みとなります。

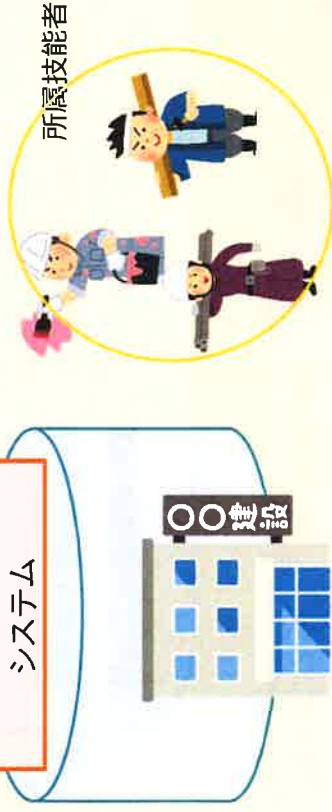
能力評価の実施フロー



※『能力評価制度推進協議会』は、能力評価実施機関35職種49団体が構成員となり、能力評価制度の推進等を図る協議会。
(事務局：国土交通省及び(一社)建設業専門工事業団体連合会)

【評価の申請者】 専門工事企業

建設キャリアアップ
システム



- ◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をすること

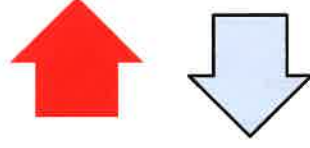
施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

建設技能者の能力評価制度



初級技能者（見習い）
中堅技能者（一人前の技能者）
職長として現場に従事できる技能者（登録基礎技能者等）
高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基礎技能者等）

見える化評価の申請



評価結果通知

【評価実施機関】 専門工事業団体



専門工事業団体
(評価実施機関)

評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表



- ◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定
- ◎ 評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ◆【評価結果】『☆☆☆☆』の4段階で評価
- ◆取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種	*****
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



専門工事企業の施工能力の
見える化

※評価実施企業は、見える化
ロゴマーク、バナーの使用
が可能

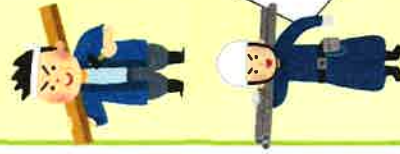
【専門工事業者からの声】

『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械士工業者）

『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）

『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）

『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）



PR

選択・
評価

連携が
可能に

PR

選択・評価

元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』

『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』

『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』

『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』

『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

求人活動

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR

【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」

「見える化評価制度で「☆☆」取得しています」

- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能

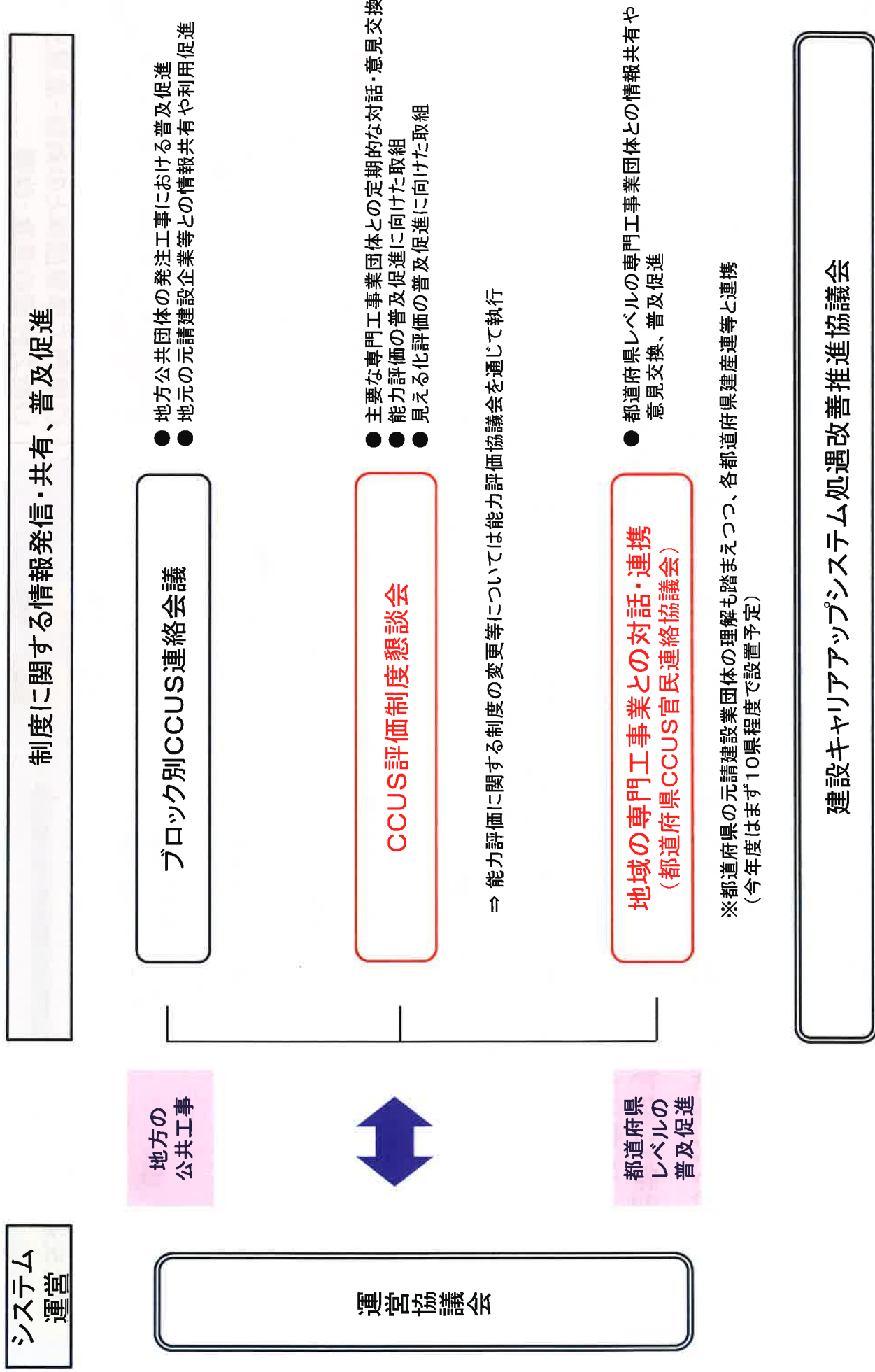


エンドユーザー

- ◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用

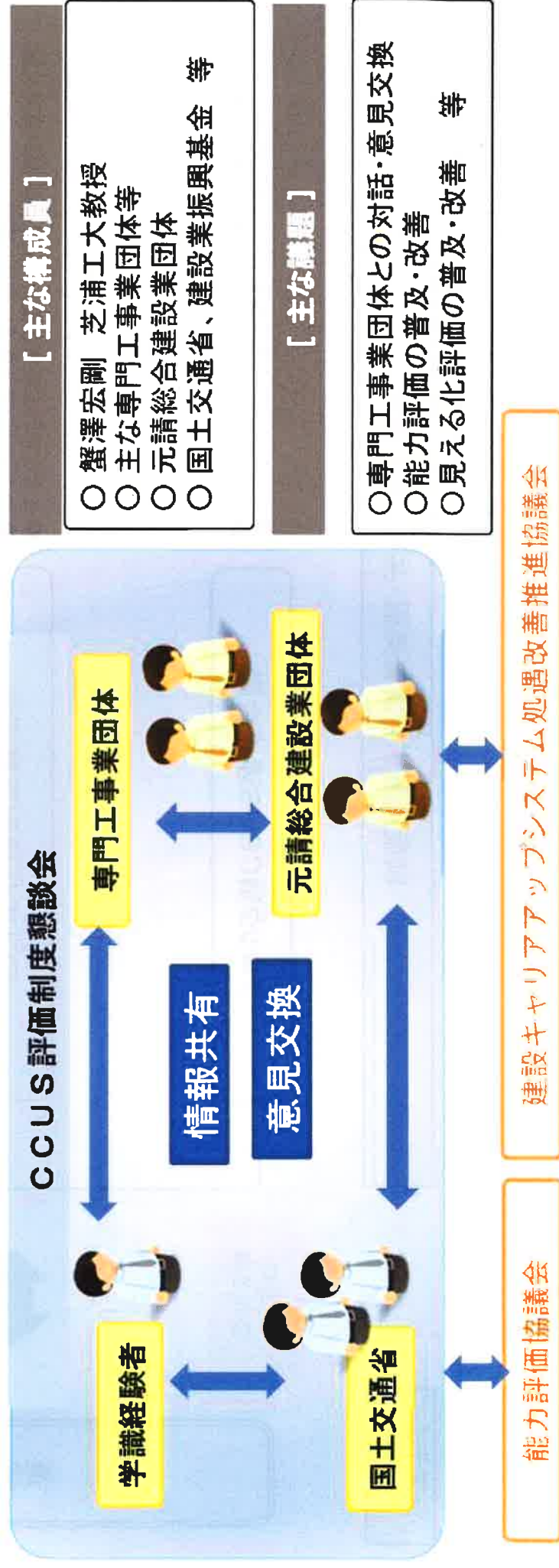


CCUSの推進体制について



※建設業4団体のほか、能力評価実施団体や民間発注者等を含め建設業界全体として推進する体制

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)については、平成31年4月から運用が開始され、技能者登録は76万人、事業者登録も15万事業者と着実に利用が進んでいる。
- 建設技能者に対するアンケートにおいては、技能者の技能・経験が客観的に証明・評価されることや、それに応じた処遇について期待する声が寄せられている。
- 今後はCCUSの現場利用を、建設技能者の能力評価や専門工事企業の施工能力等の見える化、そして処遇改善につなげることが重要であり、これらの担い手である専門工事業団体を中心に、関係者と情報共有や意見交換を行い、制度の普及や必要な改善につなげることが必要。



蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

- (一社)全国基礎工事業団体連合会
- (一社)全国建設室内工事業協会
- (一社)日本型枠工事業協会
- (一社)日本機械土工協会
- (一社)日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社)日本左官業組合連合会
- (一社)日本蔦工業連合会
- (一社)日本造園建設業協会
- (一社)日本塗装工業会
- (公社)全国鉄筋工事業協会
- 全国管工事業協同組合連合会
- (一社)建設産業専門団体連合会
- (一社)日本空調衛生工事業協会
- (一社)日本電設工業協会
- (一社)JBN・全国工務店協会
- 全国建設労働組合総連合

- (一社)日本建設業連合会
- (一社)全国建設業協会
- (一社)全国中小建設業協会
- (一社)住宅生産団体連合会
- (一財)建設業振興基金

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

課長 西山 茂樹

専門工事業・建設関連業振興室長 横田 僚子

建設キャリアアップシステム推進室長 沖本 俊太朗

- 地元業界の理解のある都道府県を中心に、都道府県建産連などと連携し、各都道府県の元請企業や下請専門工事業との対話・意見交換等のネットワークづくりを推進

※ 当初設置県：2/25長野・3/2島根・3/10岡山・3/14宮城・3/16静岡・3/23栃木・3/24福島・3/24山梨・3/28鹿児島・3/28宮崎



〔主な構成員〕

- 国土交通省（建設市場整備課等）
- 建産連などの主な専門工事業団体等
- 地元都道府県・政令市

〔主な取組〕

- CCUSに関する情報共有や意見交換
- 会員企業への説明会開催（適宜）等

○建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。

※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計103団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(80団体)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 建設産業専門団体連合会 ○
- (一社) 建築開口部協会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 消防施設工事協会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会 ○
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国鉄構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会

- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グランド協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会 ○
- (一社) 日本建設業連合会
- (一社) 日本建設経団連 ○
- (一社) 日本建設板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シヤッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本蔦工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会

- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会 ○
- 全国建設労働組合総連合 ○
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マシナック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(7団体)

- (一財) 建設業振興基金
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

- 大臣官房会計課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 不動産・建設経済局建設市場整備課(事務局)

発注者団体(16団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電機工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会

行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課
- 日本年金機構 厚生年金保険部



国土交通省ポータルサイト

「建設キャリアアップシステム (CCUS)」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みです。若い世代の技能者の方がキャリアアップや処遇の見直しをもてる、技能・経験に応じて給与を上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国交省と建設業団体で連携して普及・利用促進に取り組んでいます。

CCUSの概要 ○制度の概要や機能・メリット、目指す道筋等をご紹介します	建設業振興基金CCUSサイト ○システムへの登録や利用に関する情報	建設業で働くやりがい・魅力 ○建設業で働く方の地域の安全・安心や災害時の活動等を紹介するリンク集です
労務費等につなげる取組 ○能力評価などを労務費等につなげる取組をご紹介します	建退共との連携 ○建退共の電子申請方式等との連携を進めています	公共工事でのインセンティブ ○道県工事や都道府県等の公共工事におけるインセンティブを掲載しています
技能者の方の能力評価制度 ○技能者の方のステップアップに関する手続きなどをご紹介します	施工能力等の見える化 ○専門工事企業の施工能力等の見える化に関する手続きなどをご紹介します	各種施策連携・支援策 ○ハローワークや、各種助成制度、他の施策との連携を推進しています
現場利用の手引き ○CCUSを現場利用する場合の基本的なポイントをご紹介します	下請事業者向け手引き ○下請事業者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します	技能者向け手引き ○技能者の方が現場で使う場合の基本的なポイントをご紹介します
CCUS登録事業者検索 ※ 登録済事業者のみへ（外部） ○登録済事業者が検索できます	推進体制 ○制度の運営や普及促進に関する体制や会議資料等を掲載しています	関係資料 ○制度全般に関する通知や関連資料などをご紹介します



建設キャリアアップシステムの普及促進 に向けた取組について

Construction Career Up System



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」



CCUSの普及促進に向けた主な取組

登録・現場利用に係るサポートの充実

- 1) CCUSサテライト説明会の開催
- 2) 公共工事等におけるCCUS活用促進措置の導入を契機とした登録・現場利用の促進
- 3) 認定登録機関・登録支援機関の増設による空白地域の解消
- 4) 登録支援人材の育成（CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士）
- 5) 広報ツールの整備
- 6) 技能者アンケートの実施

登録・現場利用の幅を広げるための取組

- 7) 都道府県建設業協会による利用促進に向けた取組
- 8) 小規模現場での利用促進に向けた取組
- 9) 建退共の電子申請を活用した就業履歴の蓄積

登録・現場利用のメリットを広げるための取組

- 10) 元請独自ポイント制度の試行
- 11) 求人・求職活動等の場面でのメリットの創出（ハローワーク、民間マッチングサービス）
- 12) 工業高校等の生徒や進路指導教諭など教育現場へのCCUSの周知



1) CCUSサテライト説明会の開催

- 2020年9月よりZoomを活用したWeb説明会「CCUSサテライト説明会」を開催。開催件数は2,899件、参加者数は延べ6,786名（2022年2月28日現在）。
- 新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、Zoomに接続した会場や自席のPCから、CCUSの登録・現場運用に関する説明が受けられる仕組みであり、CCUSのホームページから、誰でも申し込むことが可能（無料）。
- 説明の終了後には、質疑応答の時間も設け、参加者からの様々な質問や相談等に対応している。

CCUS事業本部



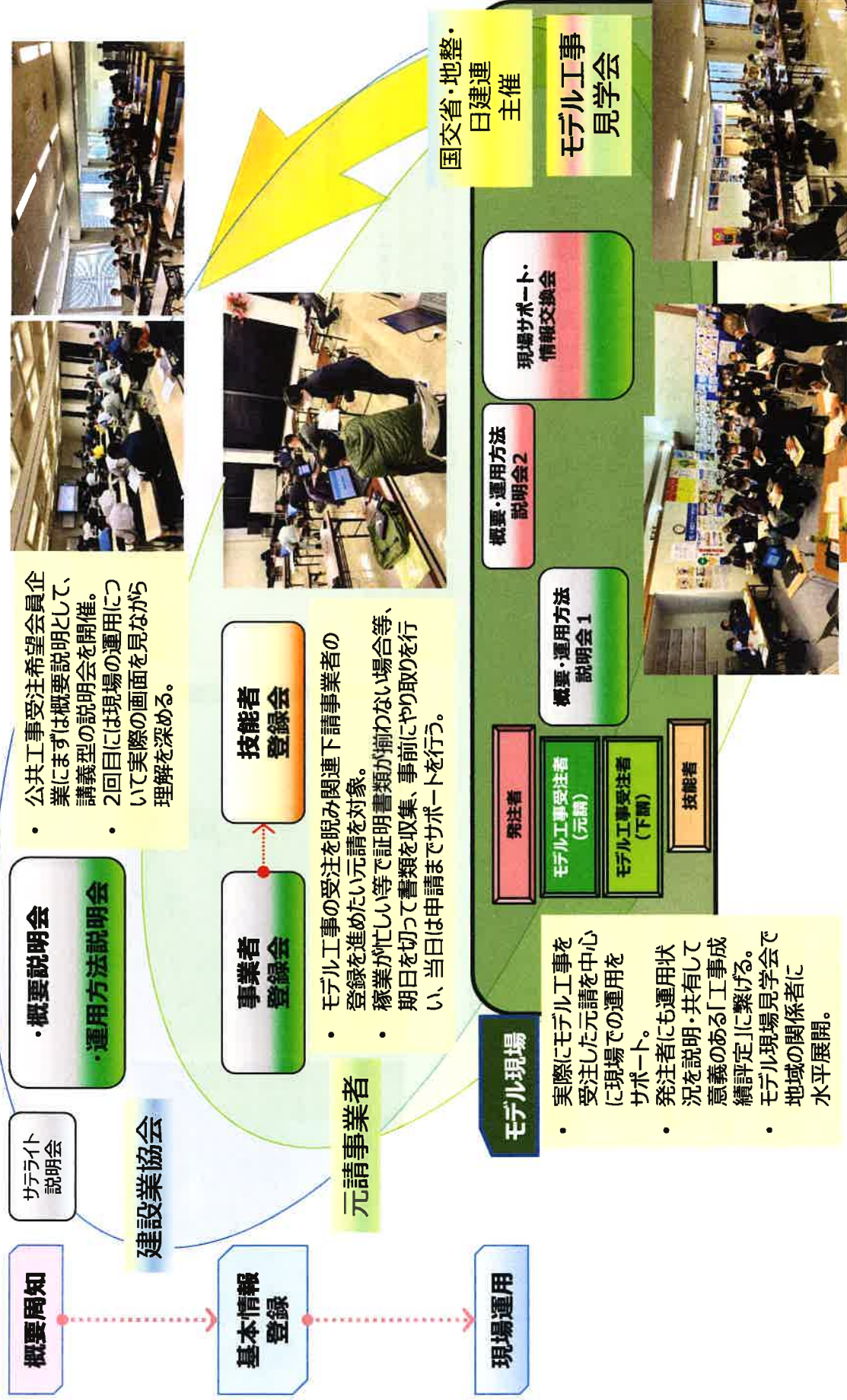
サテライト会場



Web会議システムを活用することにより、多種多様な開催方法が可能です。



U-PP2) 公共工事等におけるCCUS活用促進措置を契機とした登録・現場利用の促進



2021年度 実績 (合計)	概要説明会	事業者登録会	技能者登録会	現場運用説明会	現場サポート 情報交換会	モデル工事見学会
50	11	4	2	19	7	7



UP3) 認定登録機関・登録支援機関の増設による空白地域の解消

- 認定登録機関及び登録支援機関は、書面申請が可能な窓口であり、受付、審査、システム登録までの一連の事務を行っている。インターネット申請が困難な利用者の利便性を確保する上で重要な役割を担っている。共に未設置は三重、島根の2県。
- 現在、全国で264箇所設置。定期的な公募等により空白地域の解消に努めているところ。

	箇所数(2022.2)	申請内容	対象者
--	-------------	------	-----

認定登録機関

223(39都道府県)

事業者、技能者(詳細型)

一般

登録支援機関

26(26府県)(注)

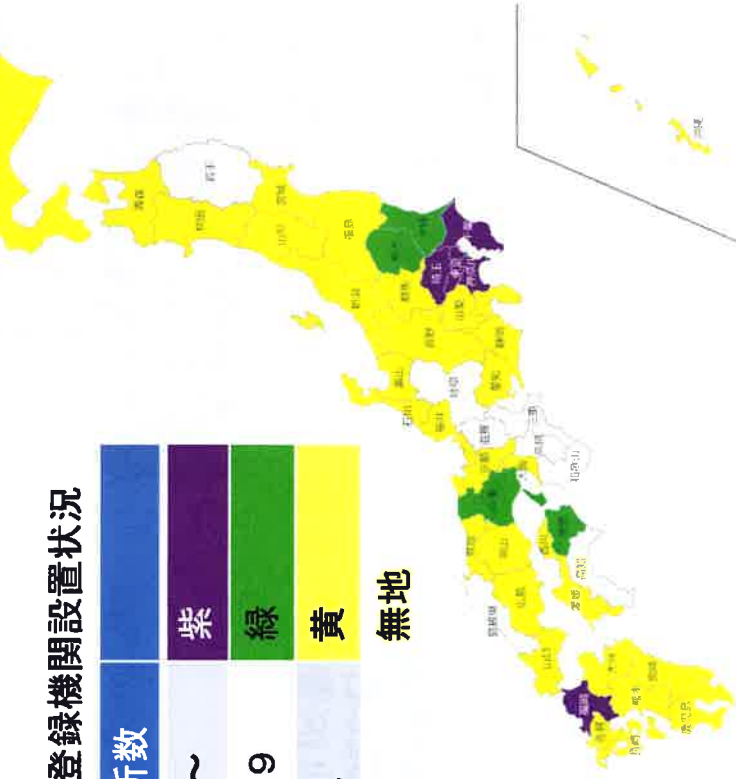
事業者、技能者(詳細型)
ただし、8箇所は事業者のみ対応

設置者の会員、取引先等

(注)上記の他、大手建設会社10社が登録支援機関を15箇所設置し関係企業等の申請に対応

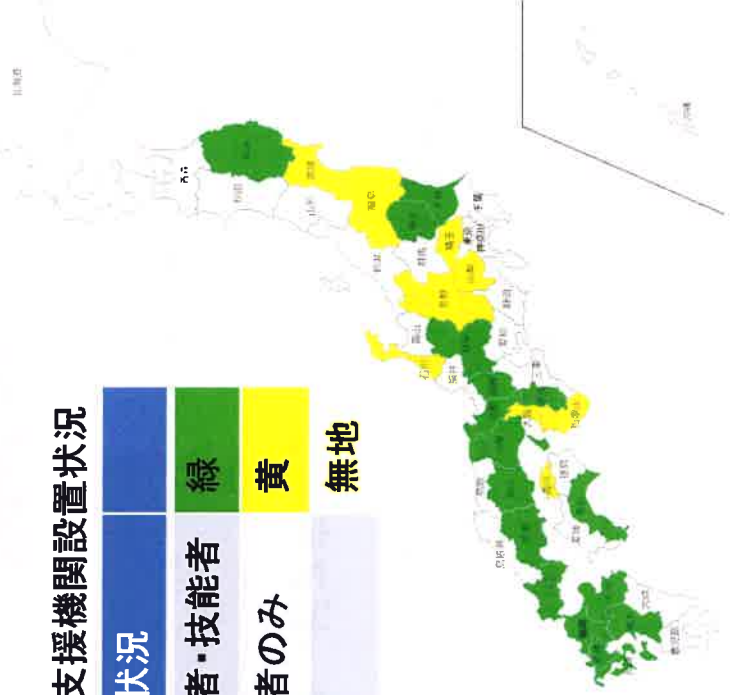
認定登録機関設置状況

箇所数	
10～	紫
3～9	緑
～2	黄
0	無地



登録支援機関設置状況

設置状況	
事業者・技能者	緑
事業者のみ	黄
無し	無地





4) 登録支援人材の育成(CCUS認定アドバイザー)

- CCUS認定アドバイザーは、CCUSの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUSユーザーに対する適切な指導・助言等を行うことができると認められた総合アドバイザー。
- 2021年度中に約270名の認定を行い、2022年度早期にさらに数十名を育成、認定予定(計約320名)。
- CCUS登録行政書士とも連携し、CCUSユーザーへのサービスを向上

アドバイザーの内訳

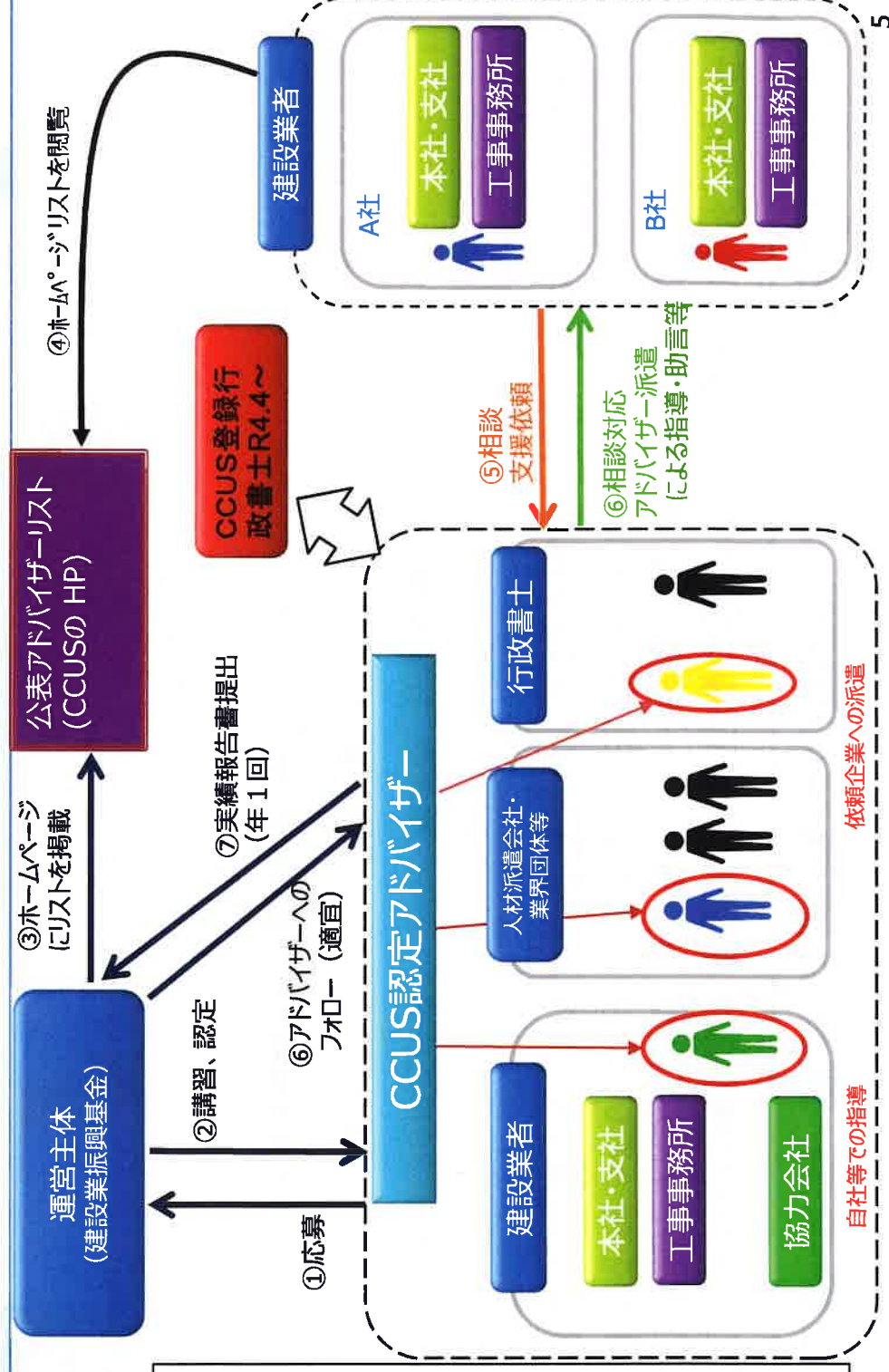
2022年2月末現在、220名を認定。160名がホームページで連絡先を公表し相談等に対応。

属性は、

行政書士 103名
建設業者 81名
業界団体等 19名
地方整備局等 10名
その他 7名

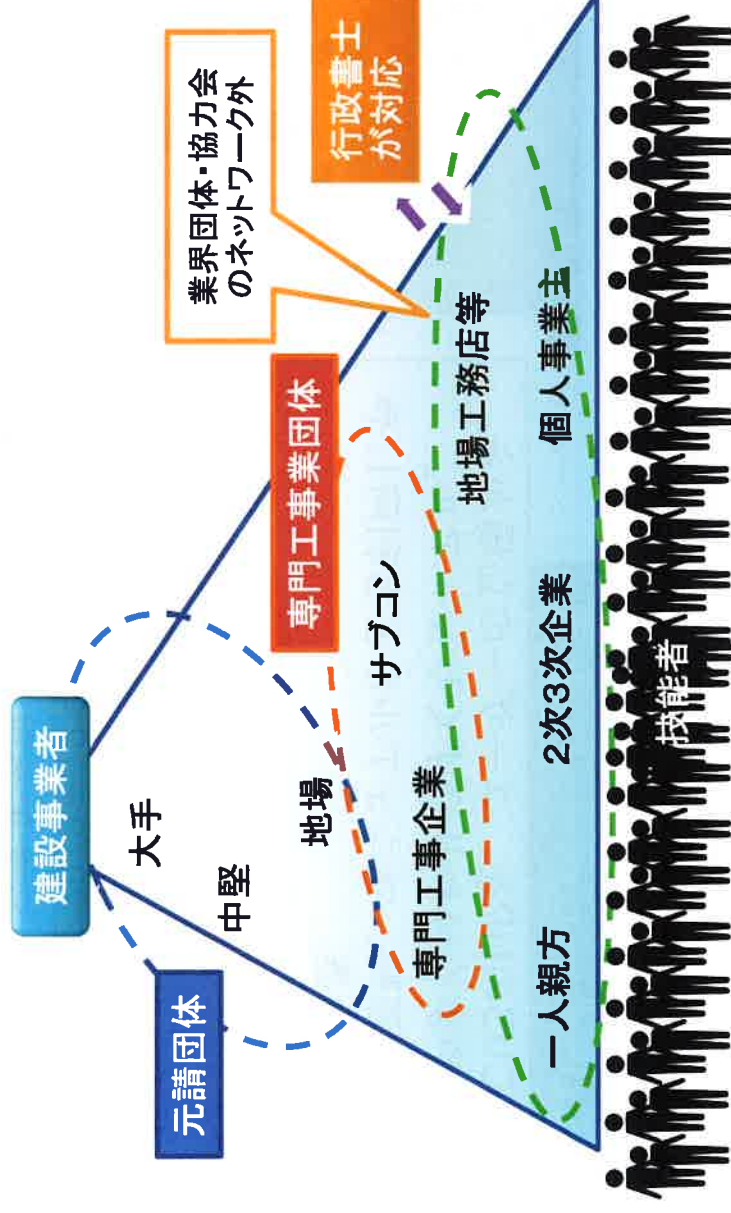
活動拠点は、

東京46名、
大阪21名、
神奈川10名、
千葉9名、
埼玉、愛知、福岡6名。
現在、未配置は和歌山



U-P 4) 登録支援人材の育成(CCUS登録行政書士)

- ・ 地方部におけるCCUSの普及を加速させるには、業界団体・ゼネコン協力会等のネットワークに属さない中小零細事業者の登録が急務。
- ・ 当該事業者とも接点を有する行政書士によるCCUS代行申請を開始(2022年2月)。
- ・ 代行申請を行う行政書士に対して、円滑な代行申請や運用支援のためオンライン講習を実施し、修了者を「CCUS登録行政書士」としてホームページにおいて公表。
- ・ CCUSユーザーへのサービス向上を図るため、CCUS登録行政書士の育成・活用に向け、日本行政書士会連合会・行政書士への周知を推進。



- 中小零細建設企業約7割の許可・経審を行政書士がフォローしており、CCUSへの対応を相談されることも多い。
 - CCUS登録行政書士をネットワーク化し、継続的にCCUSユーザーをフォローするとともに、未登録事業者への働きかけを期待。
- ※ 全国の行政書士登録数、約5万(2021.12)
- 2022年度に創設される厚生労働省のCCUS登録手続支援事業について、CCUS登録行政書士の活用を促進。

CCUSホームページの充実

- CCUSのHPを、ユーザーの立場から、見やすく分かりやすくリニューアル。
- 各種資料、マニュアルなども利用しやすく改善。

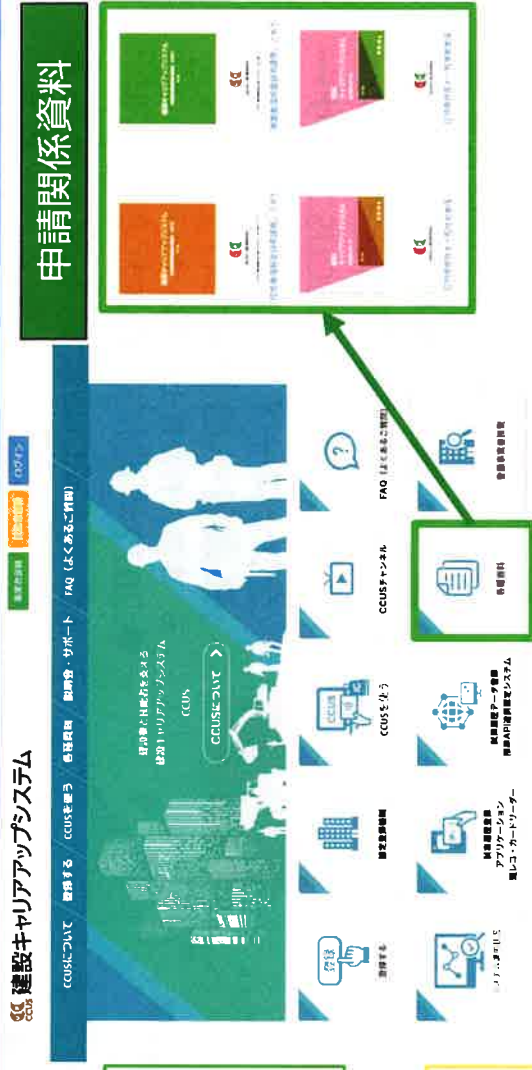
CCUSチャンネルの開拓

- YouTubeを活用して動画視聴によるCCUSの理解を図るため「CCUSチャンネル」を2019年12月に開設。
- CCUSチャンネルでは、ユーザーからのニーズの高いCCUSの概要説明や現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについて分かりやすく解説した動画を視聴することが可能。現在、13の動画を公開。

【公開中の動画】



建設キャリアアップシステム



市町村へのCCUSの周知

- 地方における公共工事でのCCUS活用の推進を図るため、CCUSの概要やメリットなどを発注者視点で紹介・説明するチラシを制作し、市町村の発注担当者に周知。



U-P 6) 技能者アンケートの実施

技能者アンケートについて

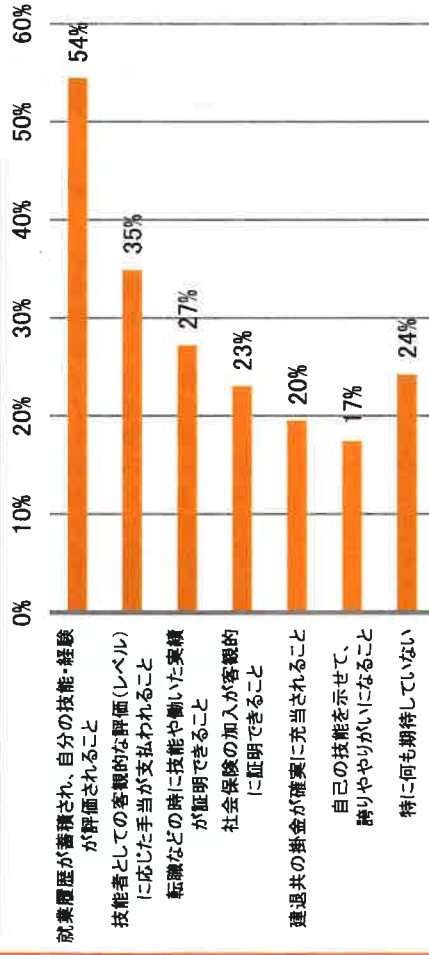
□CCUSのサービス向上に資するよう登録技能者のニーズを把握するため実施

□アンケート期間2021年10月1日～11月5日。34,878人の技能者が回答

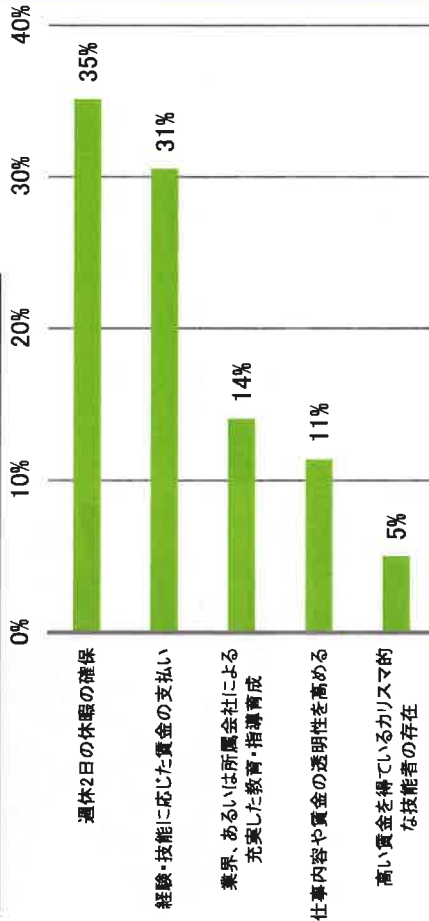
- CCUSが実現を目指している技能者の技能・経験の客観的評価とそれに応じた処遇に対する期待が大きい
- 週休2日の確保を求める声が多く、若い技能者を確保するためには、賃金だけでなく、休暇も重要
- 就業履歴を蓄積したことがない方が4割であり、登録のサポートをはじめ利用拡大に向けた環境整備が課題

アンケート結果概要

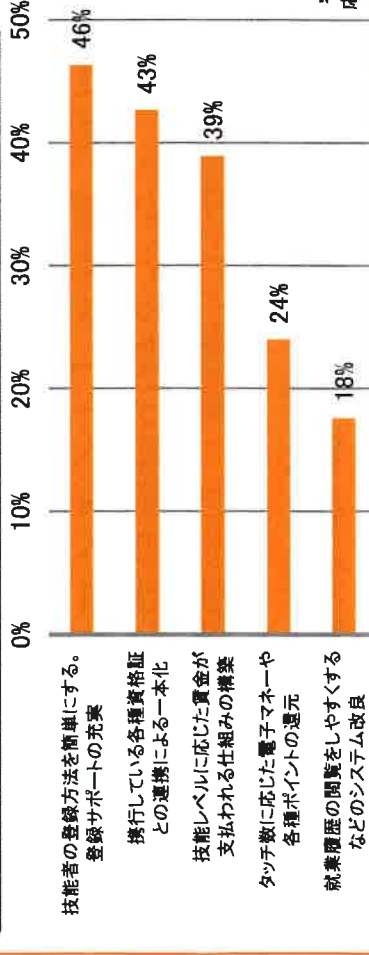
Q. CCUSに登録するメリットとして期待すること[複数回答]



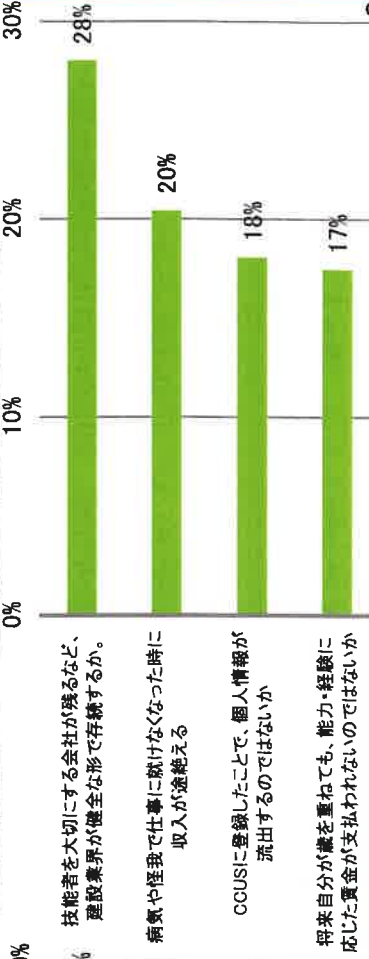
Q. 若い技能者を増やしていくために必要なこと



Q. さらに技能者のメリットを増やすために期待する取組[複数回答]



Q. 建設業やCCUSに関して不安に感じていること



- 全国建設業協会は「地域CCUS推進委員会」を設置し、現在、30の県建設業協会において、登録目標数の設定やモデル工事への積極的な参加など「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」を推進（2021年9月第1回地域CCUS推進委員会開催、2022年3月第2回開催予定）。
- また、23協会において、CCUS未登録業者向けの説明会や事業者登録会の開催、カードリーダーの無償貸与など、CCUSの利用促進に向けた活動を展開。

地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト

CCUS利用促進に向けた活動

◆建設業協会主催の説明会・研修会（～2022年2月）



主催団体	説明会等の開催数	参加人数
19団体	68回	2,390人

※WEB開催を含む
※団体数、参加人数は延べ数

◆カードリーダーの無償貸与（～2022年2月）

実施団体	カードリーダー等の台数
5団体	163台

※民間事業者が提供する、建レコをインストールしたPC等とカードリーダーが一体となった機器のレンタルを含む。

民間事業者によるレンタル商品の例



◆事業者登録会、技能者登録会の実施：4団体

（～2022年2月）

令和3年9月14日
建設通信新聞

地域建設業への普及支援

全建 CCUS推進委が初会合

全国建設業協会（櫻井 太郎 会長）は、労働委員会の下に「地域CCUS（建設キャリアアップシステム）推進委員会」を新設し、13日にオンラインで初会合を開いた。上野 真一郎の地方建設業協会で開催されるCCUSの先進事例を共有・学び、地域建設業への浸透度をより一層高める。



山崎 勇雄理事長は、都道府県建設協会のCCUS事業者登録率が8月末時点で全体の約2割にとどまっていること、さらに加え、今後本格化する委員会活動を通じて全国的なCCUSの普及促進につなげたいとの考えを示した。

検討事項として、CCUSの普及促進に向けた課題と実効策の把握、その水平展開を決定。必要に応じて、国や自治体などに支援、改善を要望する。

委員は、全建が7月から始めた「地域ぐるみCCUS普及促進プロジェクト」に次ぎ、登録した18建設協会（栃木、群馬、埼玉、東京、山梨、長野、愛知、京都、大阪、兵庫、

奈良、岡山、島根、山口、宮崎、鹿児島、和歌山）の専務が常務を務める。委員長は櫻井、全建副会長が幹事となる。国土交通省と厚生労働省、建設業振興基金がオブザーバーとして参画する。

同プロジェクトは、CCUSを積極的に推進する地方協会をフロントランナーに位置付け、当該地域の取り組みをさらに高め、他の協会にも波及させるのが狙い。

CCUS推進委も一翼を担う。登録協会が計画する工事、業者登録数などの目標設定、信頼性に拘するモデル工事の試行インセンティブ付与の要望、国土省が実施する活用推奨モデル（シラネ）の積極参加——などをフォローアップし、効果的な取り組みを明確化する。

U-P 8) 小規模現場での利用促進に向けた取組(1/2)

- ・ 国土交通省において、中小ゼネコンや工務店等の小規模現場でカードリーダーを使わずに就業履歴を蓄積するデバイス（電話発信方式、顔認証方式）の実証実験を実施（2020年12月～）。
- ・ さらに、2021年度に国土交通省の補助金を活用して、住宅等の小規模な現場において利用を支援（2021年5月～：参加事業者50社、93現場）。

小規模現場における電話発信方式、顔認証方式での就業履歴の蓄積

携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積(2021年10月から提供開始)。



国土交通省の実証実験の結果

○期間:2020年12月21日～2021年7月31日
○参加モニター:事業者30社

※アンケート結果

- ・カードリーダーで運用しにくい現場がある 88.9%
- ・**カードリーダーの適さない現場に電話発信は適している 72.2%**
- ・カードリーダーの適さない現場に顔認証は適している 64.7%

補助金を活用した小規模現場での利用促進に向けた取組

(補助金)

住宅建設技能者のCCUS制度等の普及促進事業

(補助金交付団体)

木を活かす建築推進協議会

(参加事業者数等)

参加事業者50社、93現場(2021.12末現在)

8) 小規模現場での利用促進に向けた取組(2/2)





(参考) CCUSと民間業者との連携による多様なサービスの提供

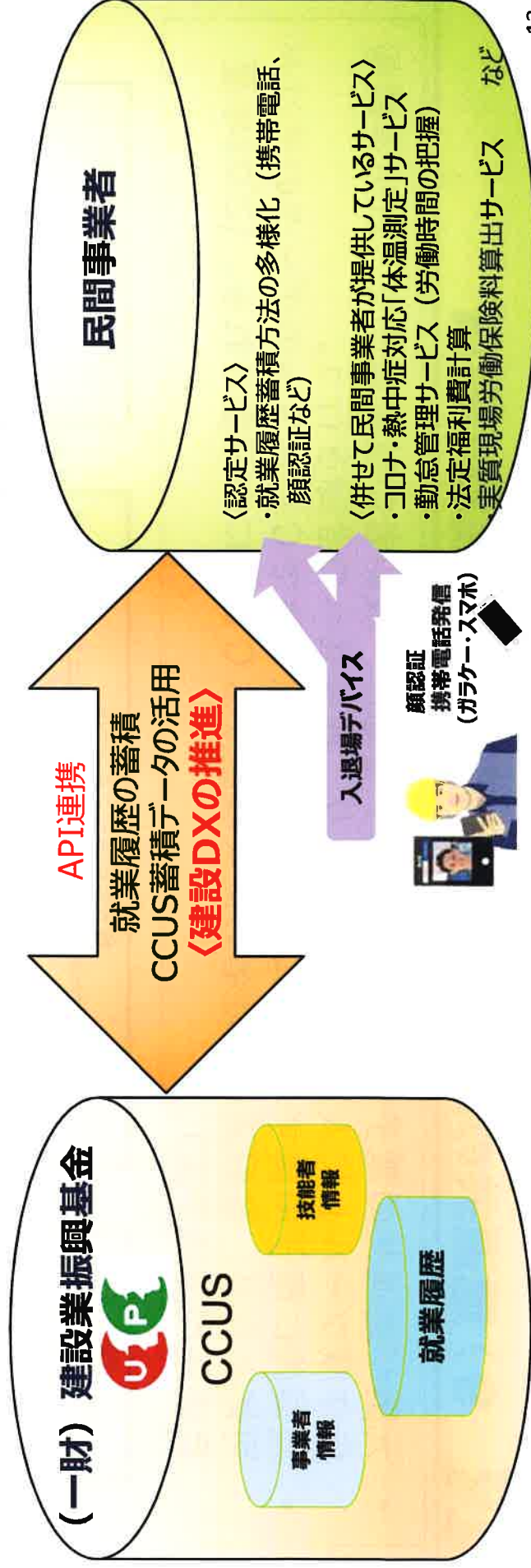
- 建設キャリアアップシステム (CCUS) では、民間の事業者の提供する入退場管理システム、安全衛生管理システム等とAPI連携※を進めているところ。⇒ 就業履歴データ登録標準API連携認定システム(CCUS認定システム)

※API : Application Programming Interfaceの略。API連携により異なるソフトウェア、サービス間で認証機能等を共有できる

- CCUS認定システムの運営主体は、2022年2月現在、9社を認定〈認定サービス〉

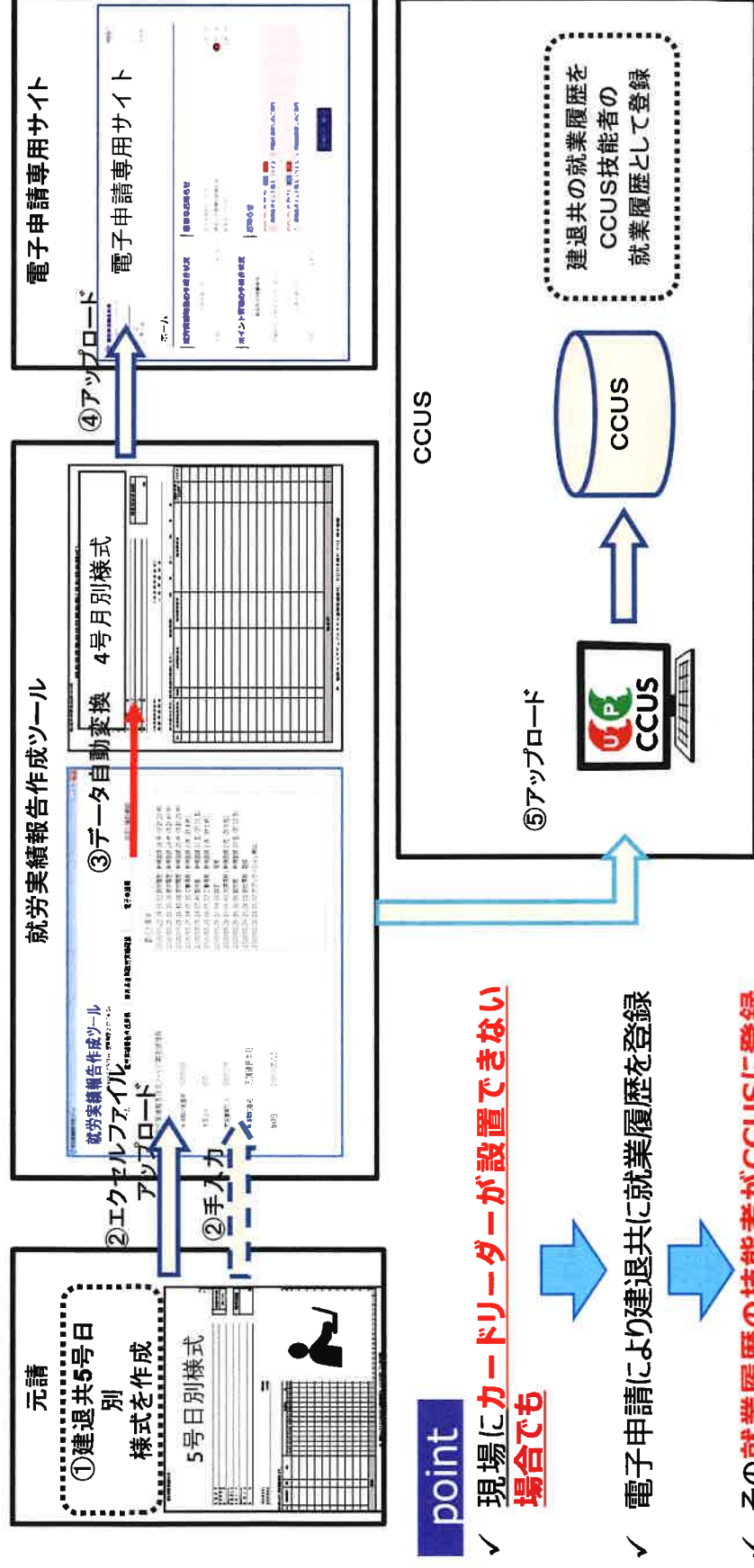
- ・ 就業履歴蓄積方法の多様化 (携帯電話発信 (ガラケー・スマホ) 、QRコードリーダー、顔認証、静脈認証など) 〈上記サービスに併せて民間事業者が提供しているサービス〉
- ・ コロナ対応や熱中症対策等の体温測定・健康把握サービス、入退場時間の管理による勤怠管理サービス、法定福利費計算サービス、実質現場労災保険料算出サービス など

- 現在、さらに、様々な分野、多くの新規企業 (大手携帯電話事業者、事務機メーカー、建設機材等レンタル会社、求人サイト運営会社、建設経理システム開発会社等) から、連携についての相談をいただいているところ



9) 建退共の電子申請を活用した就業履歴の蓄積

- 元請が建退共の電子申請方式を利用する場合、技能者の就業履歴を「就労実績報告作成ツール」に入力することにより、建退共への登録を行う。
- 建退共に電子申請することによって、簡便な方法でCCUSへのデータの送付が可能となり、登録済の技能者の就業履歴がCCUSにも蓄積される。(2022年夏目途運用開始予定)





10) 元請独自ポイント制度の試行(1/2)

- CCUSのカードタッチで日々の就業履歴をベースポイントとして蓄積しながら、現場の日常活動で元請が独自に付与するポイントと合計して目標ポイントに届くと電子マネー等に還元される仕組みを試行。



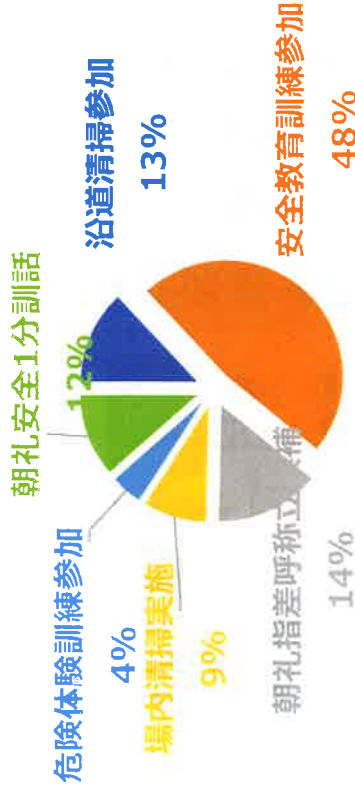
UP 10) 元請独自ポイント制度の試行(2/2)

奥村組実証実験の結果

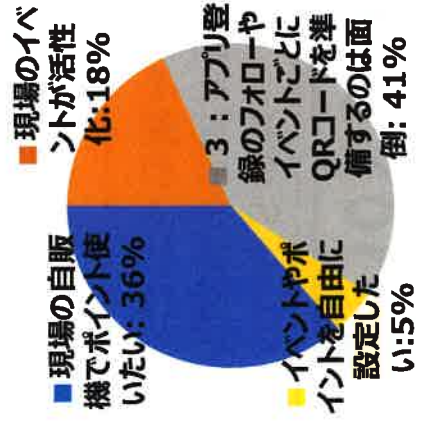
	参加者数	目標達成者数	還元ポイント利用者数	還元ポイント利用先
現場A(土木)	49	25(51%)	3	コンビニ
現場B(建築)	71	48(68%)	8	コンビニ



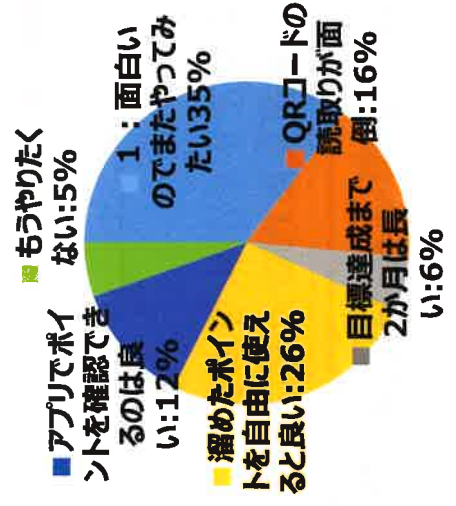
現場Aイベント別ポイント分布 (獲得回数)



現場管理者の感想



参加技能者の感想



顕在化した課題

イベントやポイントの管理は面倒

溜めたポイントは自由に使いたい

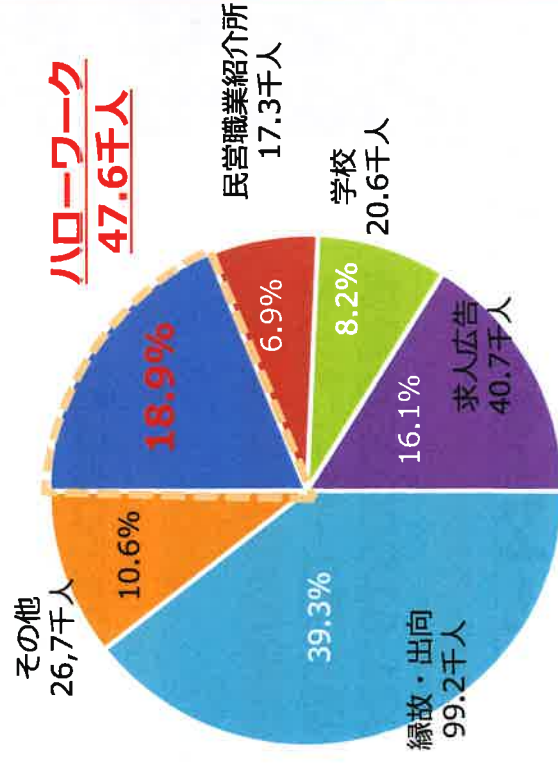
改善の方向性

現場負担を最小限とする管理ツール適用

ポイント還元方法の見直し

- 全国のハローワーク482箇所において、建設業への就職を希望する求職者に対してCCUS登録済企業への応募勧奨を行うとともに、CCUS登録済企業に対しては求人票にCCUS登録の記載を勧奨する取組を実施。
- 全国の公共職業能力開発施設172箇所においても、建設分野の職業訓練受講者に対して、CCUSを周知。
- 求人者であるCCUS登録済企業は、ハローワークで求職者への応募勧奨を受けることが可能になるなど、求職者に対する発信力を高めることで、担い手確保が期待。

建設業の入職経路



出典：厚生労働省「雇用動向調査」(令和元年度)

【求職者向けリーフレット】

建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる！

新3K に向け、官民一体で取り組んでいます！

新3Kとは・・・

- 給与(K)** が良い
 - ・賃金改善を推進（上げよう！賃上げ希望者約14万人）
 - ・雇人の給与は約18%UP
- 休暇(K)** が取れる
 - ・土日祝所は2倍、週休2日を確保し、働き方改革により、労働時間を短縮
- 希望(K)** が持てる
 - ・「建設キャリアアップシステム(CCUS)」で技能と経験を証明
 - ・技能と経験のレベルに応じた、4色のカードを交付
 - ・カードの色に応じた賃金支払の奨励（目標とする）

詳しくは裏面へ

【求人者向けリーフレット】

従業員を採用したい建設事業者の皆さま

建設キャリアアップシステム (CCUS) の登録はお済みですか？

建設現場で働く若手が求めることトップ3

- 第1位 週休2日制の推進
- 第2位 仕事年数が年々通じてあること
- 第3位 能力や資格を反映した賃金

建設キャリアアップシステム (CCUS) は、

- ✓ 職人の適正な評価と給与の引上げ
- ✓ 職人を育てる企業が評価され、受注機会が確保される環境整備

を目的に、国・業界が一体となって推進しているシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを完全実施」を目指しています。

■ 請負パートナーのマッチングサイト：助太刀との連携

2021.6よりCCUS登録済み助太刀ユーザーに対して
CCUSバッジ表示連携を
試行

2021.12までの半年間で、
250名を連携表示



プロフィール画面
閲覧回数比較

連携前

4.9回

連携後

11.2回

*1週間あたりの閲覧回数

バッジ表示連携利用者の声：

(ユーザーA)

自社が受注者を探す際にCCUS登録は必須とはしていないが、助太刀のようなマッチングサービスで職人と知り合う際にその職人の「信用度」は凄く重要視している。**CCUS登録をしているとなれば、その職人に対する信用度は格段に上がる**ので助太刀ユーザーの中でCCUS登録者は増えて欲しい。

(ユーザーB)

職人(技能者)のCCUSバッジ表示機能と同様に**法人(事業者)ユーザーでもバッジ表示を付けられるようにして欲しい**
※複数の事業者より同様の要望あり

(ユーザーC)

最近、CCUS登録していないと入れない現場もあるので、**CCUS登録者を優先的に探したい**。

(ユーザーD)

CCUS登録しているような意識の高い相手先であれば、スキルも一定ありそうなので**初めての取引でも安心**できる。

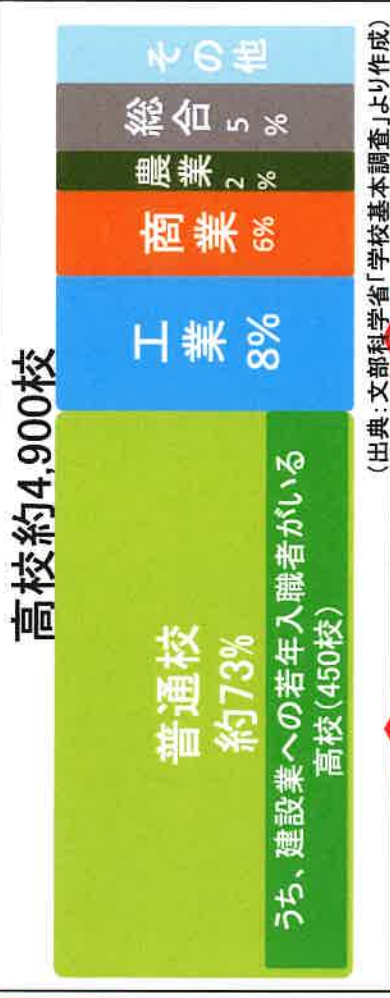
UP(12) 工業高校等の生徒や進路指導教諭など教育現場へのCCUSの周知

2021年1月より、教育現場へのCCUSの理解を高めるため、高校、教育委員会に対して、定期的にCCUSに関する情報提供を実施。生徒向けの動画も提供。

①学校へのプッシュ型広報の展開 (建設産業人材確保育成・推進協議会との連携)

建設産業人材確保・育成推進協議会では、2021年1月より毎学期（年3回）、建設業の魅力や最新情報を伝える情報資料集「**人材協定期便**」（A4判約20頁）を、全国の工業高校（建設系約300校）及び**建設業への若年入職者がいる普通高校**（約450校）に配布（進路指導教諭に届くよう直接郵送）。**CCUS**についても、**毎回周知。生徒向けの制度紹介チラシも同封。**

また、同協議会が**毎年建設系学科で学ぶ2年生全員（約20,000）**に配布する「**建設産業ガイドブック**」においても**CCUS**を紹介。



約450校

約300校

建設産業ガイドブックは建設系2年生全員(約2万人)に配布

人材協定期便
建設産業ガイドブック

約750校、約2万人に定期的にCCUSを周知

②高校生向けCCUS紹介アニメーション

工業高校生を主人公とする親しみやすいCCUS紹介動画（約8分）を製作し、**学校に配布**、YouTubeのCCUSチャンネルにおいて公表。

③その他の教育現場へのCCUSの周知

- 工業高校校長会（土木、建築）における周知
- 高校で行われる建設業経理検定（3級・4級）特別研修における周知 等

イメージアニメCCUSを知っていますか
YouTube



(対象工事)

宮崎県が発注するWTO対象工事などの大規模な建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象

(試行内容)

発注者は、指標ごとの最低基準と目標基準を指定し、達成状況に応じて工事成績評定点に加点又は減点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(確認方法)

発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

(評定への反映)

受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、1点加点。
受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに1点加点。
一方、いずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は1点減点する

(仕様書の明示)

義務化モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

(費用負担)

カードリーダー設置費用、カードタッチ費用について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担 R3.3件

(対象工事)

宮崎県が発注する建設工事のうち、発注機関が必要と認めた工事を対象

(試行内容)

受注者が工事着手前に発注者に対して希望した場合、発注者は指標ごとの最低基準と目標基準を設定。

当該基準の達成状況に応じて、工事成績評定点について加点

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(確認方法)

発注者は、受注者に対して、計測日における達成状況を記載した資料の提出を求め達成状況を確認

(評定への反映)

受注者がすべての指標の目標基準を達成した場合、**1点加点**
さらに、受注者が平均登録技能者率90%以上を達成した場合、さらに**1点加点**

(仕様書の明示)

推奨モデル工事の対象工事は、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする

R3.38件

【建設キャリアアップシステム】宮崎県による総合評価落札方式における加用例

- 評価項目
評価の視点「企業の取組※」→評価項目「建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組」
※ 対象工事ごとに発注機関の長が、評価項目を設定することができる。
- 加点要件
当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用する場合(※)に評価する。
(※) 元請け企業がCCUSに事業者登録及び当該工事の現場IDを取得し、
現場情報等を登録した建設キャリアアップカードのカードリーダーを現場に設置した場合
- 対象工事及び評価点
対象工事：簡易型・特別簡易型
評価点：2点
- 履行確認方法
 - ・ 契約後、工事着手日までに工事打合せ簿等により、事業者登録ID及び現場IDが分かる資料を添付の上、主任監督員へ提出
 - ・ 工事打合せ簿提出後は、カードリーダー設置状況の確認を主任監督員に依頼
- 不履行のペナルティ
当該年度又はその前年度においてCCUSの項目で評価を受け受注したが、
工事着手日までに建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置していないと認められた場合は、
当該年度及びその次年度の間、公共三部(※)が総合評価落札方式で発注する全ての工事において
「企業の取組」の項目の評価は－2点とし、その間、CCUSの取組は評価しない。

(※) 宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部
55件

○ 評価項目

令和4・5年度建設工事入札参加資格から、技術等評価数値（主観点項目）のうち「社会性による評価」－「働き方改革や生産性向上への取組状況」において、「建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者」を加点対象とする。

※現在、審査実施中

○ 加点要件

令和3年9月30日時点で建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている者。

○ 評価点
5点 ✓

○ 確認書類

事業者登録ID発行通知はがきあるいは登録完了通知メールの写し

建退共の電子申請方式が \\ 始まりました \\

1 電子申請方式とは

- 電子申請方式は、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです

2 電子申請方式の申込方法は

- 電子申請方式の利用をご希望の方は、電子申請方式申込書を建退共支部にご提出ください^{*1}

3 電子申請方式の使い方は

- 建退共からは、電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」を郵送します
- 「退職金ポイント」は、「電子申請専用サイト」でペイジー^{*2}  または口座振替により、購入してください
- 「就労実績ファイル」は、就労実績報告作成ツール^{*3}により作成し、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請が下請分の掛金を充当する場合は、下請が就労実績報告作成ツールで作成した「就労実績ファイル」を元請がまとめて、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請(掛金の拠出者)は、掛金が充当されると電子申請専用サイトから「掛金充当書」を下請分もまとめてダウンロードできますので、下請にお渡しください
なお、元請・下請(雇用主)双方で電子申請専用サイトを利用している場合、下請は「掛金充当書」を直接電子申請専用サイトからダウンロードできます(掛金納付方式は、現場ごとに元請が選択します)

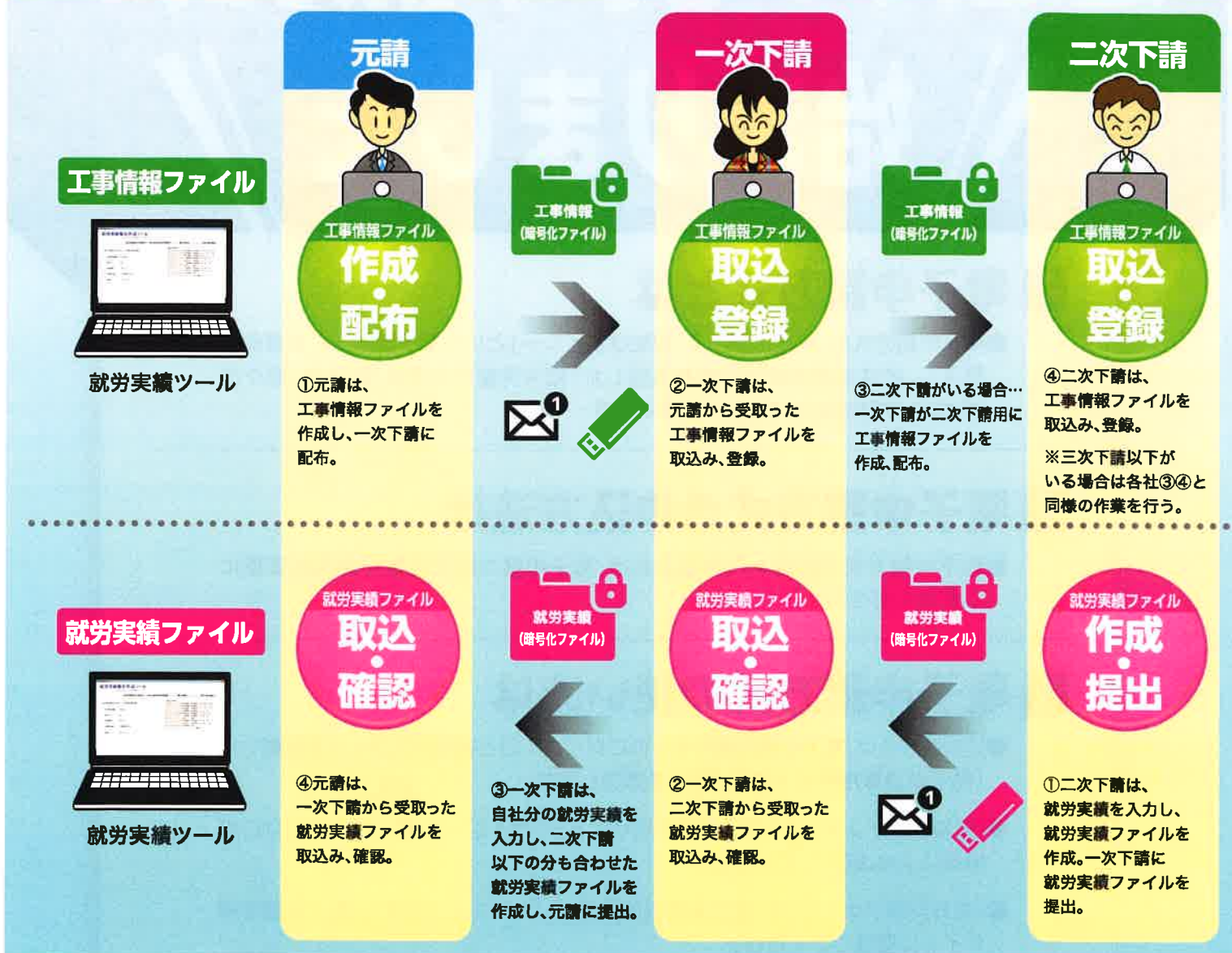
^{*1} 建退共ホームページからダウンロードまたは就労実績報告作成ツールで作成できます。(次ページ参照)

^{*2} ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。ペイジーが利用できる金融機関は建退共のホームページでご確認ください。
(建退共ホームページ⇒電子申請方式について⇒9.退職金ポイントの購入について⇒退職金ポイント取扱い金融機関を見る)

^{*3} 就労実績報告作成ツールは、建退共ホームページから無償でダウンロードできます。(次ページ参照)

電子申請方式の流れ

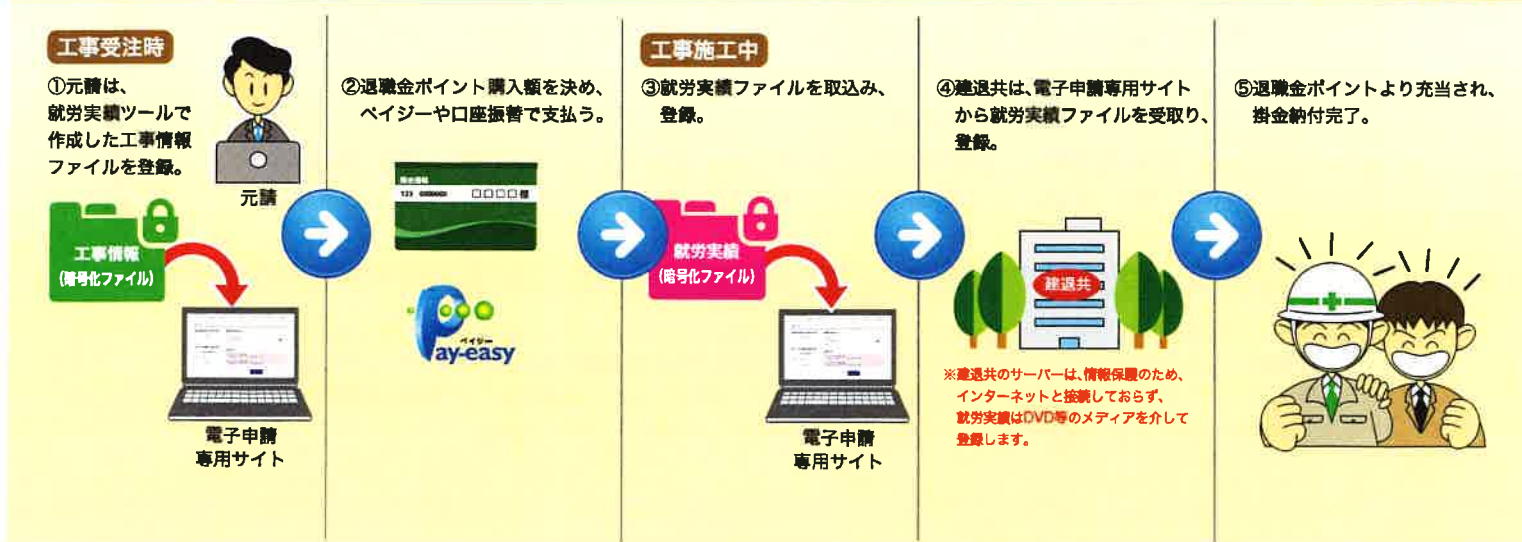
工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録（就労実績ツール）



※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム(CCUS)からダウンロードして就業実績ツールに取込めます。

建退共へ就労実績報告・掛金納付（電子申請専用サイト）

※公共工事受注時の例です。



就労実績報告作成ツールについて

本ツールでできること

元請・下請間の共済証紙の請求様式として利用する就労実績報告が作成できます。

「建退共事務受託様式2号」「建退共事務受託様式4号(月別報告様式)」

「建退共事務受託様式5号(日別報告様式)」

電子申請専用サイトと連携する基本情報を作成します。

「工事情報ファイル」「就労実績ファイル(建退共事務受託様式4号の情報)」その他、

電子申請専用サイトのエラー情報をダウンロードして確認することができます。

ツールのダウンロード方法

就労実績報告作成ツールは建退共のホームページから無償でダウンロードできます。

●ツールはWindows10以降の環境で利用できます。

●ツールは定期的に更新します。

建退共のホームページでご確認ください。

建退共

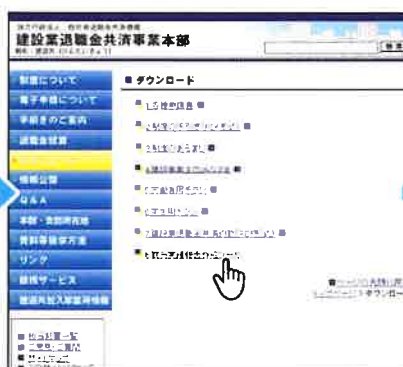
検索

●共済契約者番号を間違えると建退共に正確に情報が登録できず加入履行証明の発行にお時間をいただく場合がありますので、事前に建退共ホームページの「[建退共加入事業所情報](#)」から、共済契約者番号をお調べください。

就労実績報告作成ツールダウンロードの流れ



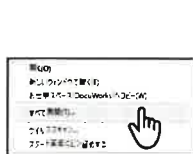
①「建退共トップページ」より「ダウンロード」をクリック



②「就労実績報告作成ツール」をクリック



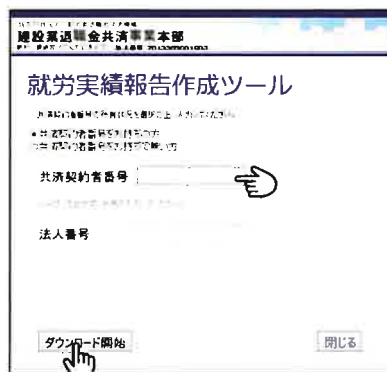
③「就労ツールダウンロード」をクリック
※マニュアルや動画はこのページの下段にあります。



⑦「すべて展開」をクリック



⑥「保存」をクリック



④「共済契約者番号」または「法人番号」を入力

⑤「ダウンロード開始」をクリック

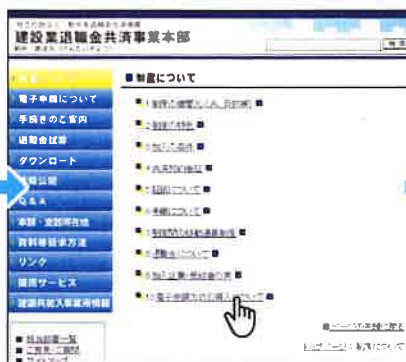
電子申請専用サイト利用申込の方法

●電子申請専用サイトの利用には、「電子申請方式申込書」が必要です。

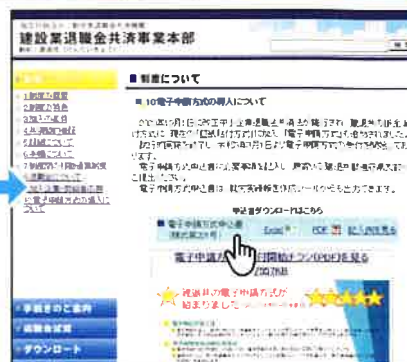
電子申請方式申込書の入手方法①



①「建退共トップページ」より「制度について」をクリック



②「10.電子申請方式の導入について」をクリック



③「申込書ダウンロードはこちら」から、ExcelファイルかPDFファイルを選択して、申込書をダウンロード

電子申請方式申込書の入手方法②



「就労実績報告作成ツール」より「電子申請方式申込書」を印刷



電子申請方式申込書に必要事項を記載して最寄りの建退共支部へ提出

電子申請専用サイト開通通知

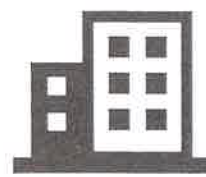
受付から約1週間で
「建退共本部」から
電子申請専用サイト
開通通知を郵送します。



建退共本部



建退共支部



●電子申請方式を利用しない場合でも、元請で納められた「掛金充当書」をダウンロードするためだけに「電子申請専用サイト」をご利用いただくこともできます。

電子申請方式に関する よくあるお問い合わせ



電子申請方式と証紙貼付方式を重複して掛金納付することはできますか？



建退共は、原則1日分の就労につき、1日分の掛金を納めていただく制度です。
同一の就労日に、電子申請方式と証紙貼付方式で重複して掛金を納めることは出来ませんのでご注意ください。



令和3年4月以降は必ず電子申請方式にしなければならないのですか？



証紙貼付方式に加えて、共済契約者の利便性を高めるために導入したもので、
強制的に**電子申請方式にしなければならないものではありません**。



電子申請方式を申し込んだら、証紙貼付方式で掛金を納付してはいけな
いのですか？



電子申請方式を使うか使わないかは、**工事現場ごとに、元請など掛金を拠出する企業に選択**していただくものです。(工事規模や地域性等を勘案してご判断ください。)電子申請方式を申し込んだからといって必ず電子申請で掛金を納付しなければいけないものではありません。また、一旦電子申請方式を採用した後も、証紙貼付方式のほうが自社の実態に合っていると判断された場合は、証紙貼付方式により掛金を納めていただけます。(発行されたIDは無効となりませんので利用取消の申請も不要です。)



一人の被共済者に対して、証紙貼付方式と電子申請方式両方で掛金を納めることは可能ですか？



工事現場ごとにどちらかの方式で納付できます。
また、**退職金は両方の納付実績を合算**してお支払いします。



手帳はなくなるのですか？



共済手帳は、証紙、電子とも共通ですので無くなりません。

自社が電子申請方式を採用しても、**工事により元請が証紙貼付方式の場合は、今までどおり証紙が現物交付されます**ので、共済手帳に貼付・消印してください。



下請がパソコンを使えないので、電子申請方式を採用することが困難です。



下請には、紙やExcelの就労実績報告書を渡して、**パソコンの処理能力のある元請や一次下請が代行して就労実績報告作成ツールに入力**をお願いします。



下請ですが、元請に電子申請に申し込むように指導されました。



元請が電子申請方式を選択した工事現場では、**下請が電子申請を採用している採用していないにかかわらず、被共済者の掛金は電子申請で納付**されます。この場合、元請からは、証紙を現物交付することに代えて、「**掛金充当書**」という、被共済者の掛金納付の証明書を下請に渡すこととなっております。下請の企業も電子申請を申込んでいれば、直接、電子申請専用サイトで「**掛金充当書**」を受け取ることが出来るので便利です。



元請が電子申請を採用したら、下請も全部電子申請に切り替えないといけないのですか？



元請が電子申請を採用している場合は、証紙が交付されないかわりに、電子申請方式により掛金が納付されますが、**別の元請が証紙貼付方式を採用している場合は、証紙が交付されますので、引き続き貼付**してください。また、**自社分も同様に証紙貼付方式で納付**することができます。

電子申請および就労実績報告作成ツールの
操作方法に関するお問い合わせ

建退共本部電子申請方式専用コールセンター

0120-006-175

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日9:00～17:00です。

共済手帳の追加申込・紛失による共済手帳及び共済契約者証の再発行も、
電子申請専用サイトからオンラインで申請できるようになりました！
既に電子申請方式ご利用中の皆様は専用サイトでお使いいただけます。

電子申請方式の メリット

- 電子申請方式を利用すると事務負担が軽減します！
- 電子申請にかかる利用料等は一切かかりません！
- ポイントで掛金充当しても損金または必要経費として算入できます。
- 退職時には証紙貼付分・電子納付分を合算して退職金が給付されます！請求方法も変更ありません！



**電子申請方式に移行することで、
共済証紙にかかる事務手続きが簡単になります！**

証紙貼付方式

金融機関窓口での共済証紙の購入

共済証紙の
共済手帳への貼付・消印、
下請への交付・確認

共済証紙受払簿の作成、
共済証紙の在庫管理

電子申請方式

社内のPCで共済証紙の代わりとなる退職金ポイントの購入ができます。※1

自社や下請の被共済者の就労日数を登録することで、購入した退職金ポイントから掛金として充当されます。※2

ポイント購入額や掛金充当額等がサイト上で自動管理されます。そのため残高管理の負担が軽減します。

※1 退職金ポイントは  または口座振替で購入ができます。

※2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績のデータは、「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。

電子申請方式 利用者の声

証紙の管理がなくなって、
枚数を確認しながら証紙を貼り付ける
作業がなくなったのでとても楽になった。



就労実績報告作成ツールは、
一度操作を覚えれば、
とても便利で使いやすいと思う。



下請から就労報告をもらう時も
メールでのやりとりだけになったので楽。
様式も簡単に印刷できるのでいい。



(建退共本部) 電子申請方式システム操作方法についての
お問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL.0120-006-175

受付時間: 9:00~17:00(平日)

電子申請方式申込書

建設業退職金共済事業本部 殿

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

共済契約者番号	
---------	--

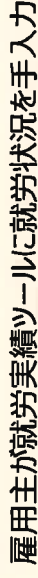
申請者	共済契約者名	フリガナ													
	住所	〒	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					—	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						
..... ※アパート、マンション等の場合は、マンション・ビル名、部屋番号までご記入ください。															
ご担当者名	フリガナ				電話番号										
				FAX番号											

..... <建設業退職金共済事業本部 使用欄>

※ご記入後、建退共都道府県支部にご提出ください。

※電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」は、建退共にご登録の住所宛にお送りいたします。

↑公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択を確認



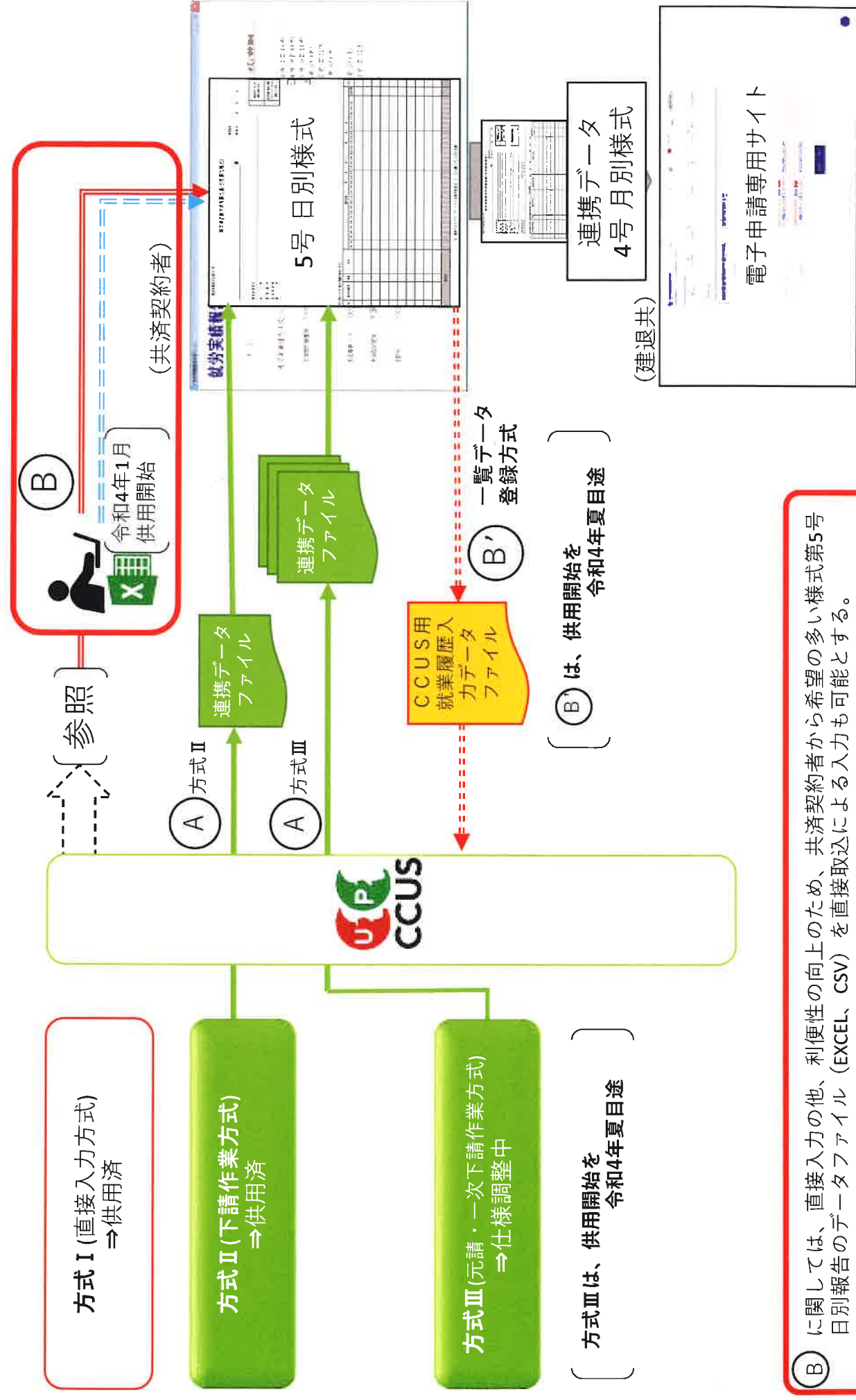
適宜指導を行うとともに、必要に応じて、許可行政庁に通知し、許可行政庁において指導・助言・勧告等の措置を講じる

(注1)元請*がCCUS現場登録、カードリーダー設置等の状況を掛金収納書に記載し、提出時に公共発注者が確認
(注2)当面は、技能者に占めるCCUS登録技能者の割合が1/2を上回ることを目安とする
(*)CCUS登録事業者である場合は、官民申合せの趣旨に則り、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意

(注2)当面は、技能者に占めるCCUS登録技能者の割合が1/2を上回ることを目安とする

建退共とCCUSの当面のデータ連携について(案)

資料4④



② に関しては、直接入力力の他、利便性の向上のため、共済契約者から希望の多い様式第5号日別報告のデータファイル（EXCEL、CSV）を直接取込による入力も可能とする。